

第七十五回 参議院商工委員会會議録第十五号

昭和五十年六月三日(火曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林田悠紀夫君
理事 熊谷太三郎君
楠 正俊君
小柳 勇君
須藤 五郎君

委員

岩動 道行君
小笠 公昭君
郷木 亨弘君
齊藤栄三郎君
菅野 儀作君
福岡日出磨君
矢野 登君
吉武 恵市君
阿具根 登君
鈴木 力君
対馬 孝昌君
森下 昭司君
桑名 義治君
中尾 辰義君
安武 洋子君
藤井 恒男君

國務大臣

通商産業大臣

河本 敏夫君

政府委員

通商産業政務次官

嶋崎 均君

資源エネルギー庁長官

増田 実君

資源エネルギー庁石油部長

左近友三郎君

事務局側

参考人
常任委員会専門員 菊地 拓君

石油開発公団総裁 島田 喜仁君
石油資源開発株式会社代表取締役社長 森 誓夫君
アパビ石油株式会社取締役副社長 杉本 茂君
財団法人日本エネルギーギージン研究所 向坂 正男君

本日の会議に付した案件
○石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

前回に引き続き石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となりました本案の審査のため、本日の委員会に参考人として、石油開発公団総裁

島田喜仁君、石油資源開発株式会社代表取締役社長森誓夫君、アパビ石油株式会社取締役副社長杉本茂君、財団法人日本エネルギーギージン研究所

長向坂正男君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には御多用中のところを本委員会

に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま議題といたしました法案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にしたいと存じております。

これより参考人の方々に順次御意見をお述べ願うのでありますが、議事の進行上、お一人十分程度でお述べを願い、参考人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず島田参考人をお願いいたします。
○参考人(島田喜仁君) 御指示のございました陳述を申し上げる前に、一言お礼を申し述べさせていただきます。

手前ども、石油開発公団法の一部を改正する法律案を諸先生公務御多端の折柄、御審議をいただいておりますことにより、一言お礼を、厚くお礼を申し上げさせていただきます。

十分ほどで陳述をというところでございますが、どうも十分で要領よく陳述を申し上げることはならぬかと思いますが、時間の範囲内で一言陳述をさせていただきます。

御承知のように、一九六〇年代までは世界の石油の供給はメジャーズが生産、販売の支配権を持っておったわけでございますが、一九七〇年代になりまして、産油国のナショナリズムの高揚と資源主権の回復という動きが活発になりました。

特に中東戦争を契機にいたしまして、石油の供給構造は歴史的な変革をいたしましたわけであります。御承知のように、石油の価格決定、生産の決定、販売は産油国の手に移ったわけであります。この

ような世界の石油構造が激変をいたしましたも、日本は石油に関する限り無資源国でございます。その安定供給の確保にしましては全く無力

であると言っても過言ではないと存じます。

欧米の先進諸国は石油の安定供給のみならず、エネルギーの石油の依存度をできるだけ低める、低減するために、石油以外の代替エネルギーの開発計画を意欲的につくっておりますけれども、アメリカ並びに欧州の代替エネルギー、石油にかわるエネルギーの開発は、計画どおりにはまいらないことは明らかでありまして、その原因は、御承知のように開発技術の解決のむずかしさ、この開発のために要する投資額が巨額に上るという点、あるいは環境問題の調整あるいは鉱業用水の問題等、この開発を促進するための障害が累積いたしております。

間には、依然として石油がエネルギーの大宗を占めることは必至であろうかと存じます。その間に対処しまして、無資源国日本の石油の安定供給、言いかえれば、国民生活にとりまして産業活動の面から見まして、この石油は政治的側面あるいは経済的側面、いわゆる経済的な安全保障の面から非常に困難な環境に置かれておるわけであります。

御承知のように、資源保有国であると言われるアメリカも、日本よりも石炭その他の代替エネルギーを持っております。欧州の先進国におきましても、石油並びにエネルギーの問題は国の基本的な政策として、この決定に邁進をいたしておるわけであります。その意味で、私も石油に関係いたします者として、ぜひ日本の置かれたこの弱立場を前提にいたしまして、しかも、石油をめぐる世界の情勢が激変をし、なおかつ流動を続けております状況に対処いたしまして、政府はもちろんでございますが、与野党の立場からいかにして安定供給を国民の立場から確保するかどうかにつきまして、どうかひとつ建設的な

基本的な政策の樹立を懇願をさせていただきたいと存じます。

それでは、一体どうしたら石油の安定供給ができるであろうかということ、かいつまんで、二申し上げさせていただきますが、今後日本の石油の供給源は、何と云っても中東に依存せざるを得ない。と申しますのは、世界の石油の資源埋蔵量の六割以上が中東に偏在をしておるからであります。したがって、この中東に石油の供給源を依存せざるを得ないことはもちろんであります。同時に、その供給源を世界の至るところの地域に分散をし、多角化するということでありまして、

なお、供給源を確保する方法としては、産油国の経済の自立化、工業化、農業の近代化あるいは社会開発等に日本が貢献をいたすことによりまして、その恩恵として、長期的にこれらの地域から石油の長期の供給を受けるということでありまして、その際、なお、単に原油という形だけではなしに、付加価値の高い石油製品あるいは石油化学製品、そういう、産油国、発展途上国にとりまして工業化に必要なプロジェクトに、共同でその事業を開発することに参加をすることであり

ます。なおまた、エネルギーを多消費する産業というもの、やはり共同で産油国、天然ガスその他エネルギーの存在する地域において、そういう工業化に参加をするということでありまして、このことは、御承知のように、国土の狭い環境問題、あるいは立地難の問題、あるいは日本の産業構造を転換する一つの行き方として、産油国が希望する限りこれに積極的に参加をする、そのために、まず第一に技術的協力をするということでありまして、なお、必要によりまして経済協力を思い切つてするということであろう、こう考えます。

第二には、御承知のように、世界の資源埋蔵量を拡大するためのリスク投資に参加をするということでありまして、

石油資源の発見と探鉱は非常にリスクでありまして、膨大な投資額を要するわけでござい

が、あるいは当該産油国は当然でございますが、それがひいてはこういう世界全体の供給源の埋蔵量の拡大に寄与するためのリスクに挑戦しながら、日本は応分の石油の供給を受けることであろうかと思ひます。これ以外に、日本の国内には資源がございません。もちろん、地域の分散、多角化のために、まず、日本列島周辺の大連なを優先的に手がけていくことはもちろんでございますが、供給源の多角化以外に道はないのでありまして、多角化すれば、それは同時に備蓄の役割もするわけであります。これらの行き方以外に、日本の供給源はない。この今世紀の間、エネルギーの大宗である石油、日本には代替エネルギーはございませんが、日本にないこういう石油の確保の道というのは、どう考えてもそれ以外にないと思ひます。これを次第でござい

ます。これらの点につきましては、率直に申し上げさせていただきます。すでに日本は手おくれではないかという感が非常に深いわけでございまして、こういう点で必要がありまうと、技術的にも経営的にも、あるいは資金的にも長い経験を持つております国際的な石油企業、あるいは国策会社と共同をしてこの探鉱リスクに挑戦すること必要である、こういうふうにかえる次第であります。

簡単にございしますが、時間が参りましたので、私の陳述をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(林田悠紀夫君) ありがとうございます。

次に、森参考人にお願ひいたします。森参考人。○参考人(森参考人) 私は、石油資源開発株式会社社長の森でございまして、私はまた、日本海大陸的な探鉱開発を行っております日本海洋石油資源開発株式会社及びパンクラティシユ国沖合の石油開発を行っております、ベンガル石油開発の社長をそれぞれ兼務いたしております。

わが国経済の長期安定的成長を図るために、エネルギー資源の大宗をなす石油の安定的な供給の

確保が不可欠であることは、ここに改めて申すまでもございせん。石油資源開発株式会社は発足以来、わが国の内外にわたって石油資源の探鉱開発を鋭意推進してまいりました。これまで国内の陸域におきましては、北海道、裏日本、各地に多数の石油、ガスを発見し、また海域におきましては、旧石油資源開発株式会社時代に、海洋掘削装置である第一白竜号を建造いたしました。これによってわが国初の海洋油田であります秋田県の土崎沖油田を開発いたしました。自來、今日まで周辺海域を広く範囲にわたって探鉱を続けております。特に、日本海大陸的な探鉱開発につきましては、石油資源開発株式会社の探鉱成果に基づきまして、日本海洋石油資源開発株式会社が新潟県阿賀沖におきまして大規模な大陸的な油田を発見いたしました。現在この油田の開発を進めております。

さらに、海外におきましても、ベンガル石油開発株式会社がその関係会社を通じて、諸地域における探鉱・開発に参加いたしております。今後とも国内陸域はもちろん、わが国周辺大陸的なさらには海外諸地域におきまして探鉱・開発の推進に努力いたす所存であります。

国内陸域開発について申しますと、わが国の国内陸域につきましては、引き続き北海道と裏日本におきまして、特に深層の探鉱に重点を置いて精力的に探鉱・開発を進めてまいりますが、同時に、今後は周辺大陸的な探鉱・開発にも、いまままでより以上の努力をする必要があると痛感いたしております。

大陸的な開発について申し上げますと、御承知のように、近年世界各地で大陸的な石油探鉱・開発が活発化しております。わが国の周辺海域についてみましても、陸域に比較して大陸的な及び大陸斜面には大規模な石油、天然ガス資源が賦存している可能性がおります。これは自国資源の少ないわが国にとりまして、きわめて重要な存在でございまして、しかしながら、大陸的な及び大陸斜面の開発には膨大な資金を必要とし、かつ大きなリスクを伴うものであります。

御参考までに、その費用について申し上げますと、海洋における試掘一坑井——一つの井戸当たりの掘削費は、その海域の水深の深さの程度、陸岸からの距離それから海象、気象条件、地質構造、また、使用する海洋掘削装置の種類等によりまして大幅の変動がございしますが、大体三千メートル級の井戸を掘る場合を例にとりまして、一本で約十億円ないし十五億円を必要といたします。これは陸上の場合と比べて約五倍近い経費となります。

それから、これで井戸を一応見つけまして、さらにこれを開発する段階に進みました場合には、生産施設としてのプラットフォームの建造とその設置、あるいは生産井の掘削、パイプラインの敷設、採集装置等が必要となりまして、一層膨大な費用を要することとなります。

私どものやっております阿賀沖湾の開発費を例にとりますと、プラットフォーム一基、生産坑井の数十四坑で、いま申し上げましたパイプライン敷設と採集装置等の費用を入れますと、合計約二百億円となります。これは水深が八十メートル、陸岸からの距離が約十一キロ、及び油層の深度が二千メートル前後という比較的良好な条件による場合の数字でありまして、条件がこれより悪くなると、さらに経費は増加していくということが考えられます。今後の開発海域はより水深が深くなりまして、また、陸岸からもさらに遠くなるであろうことを考え合わせますと、その所要資金はより一層大きなものとなることと予測されます。また、近年の経済情勢の変動によりまして、諸経費は急激に上昇しております。たとえば、阿賀沖油田の開発におきましても、二年前の見積もりでは、開発費は約百十五億円でございました。これらのことによりまして、今後の探鉱・開発を円滑に推進するためには、石油開発公団からの融資等を従来よりもより以上に御配慮をお願いしなければならぬ次第でござい

ます。次に、従来も領海側の周辺の大連な探鉱につきましては、海外に準ずるということから融資資

の対象となっており、また、領海内の海域におきましても探鉱対象構造の存在の可能性があり、また、構造が領海内外の両方にまたがる場合も予想されますので、領海内外を一元的に探鉱することが合理的であると考え次第であります。したがって、このたびの石油開発公団法の改正によりまして、わが国の周辺海域がすべて探鉱の対象として明確化されることは、従前より私どもの望んでおりましたところでございます。

なお、大陸的な探鉱・開発の促進につきましては、資金面の問題とともに、漁業との調整が大きな問題点となっております。これらのことにつきまして、政府御当局はじめ、国民各層各位の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、海外石油開発についてでございますけれども、石油資源開発は、旧会社当時の昭和四十一年より海外進出を行っており、このうち、わが国への原油持ち込みに成功いたしました事業としては、インドネシア石油株式会社、東カリマタン沖プロジェクトがござります。その他、海外石油開発関係会社に投資を行っており、中東、東南アジア、オセアニア、南米の各地域でそれぞれ関連会社を通じて各プロジェクトに参画しております。特に昨年は、新規プロジェクトといたしまして、バングラデシュ国沖合いの探鉱・開発を目的とするベンガル石油開発株式会社を各有力会社とともに設立いたしました。私が社長に任じられております。

海外開発におきましては、交渉の相手当事者がその国の政府でございます。交渉の当初段階が石油開発公団によって行われる場合が多くございます。たとえば、バングラデシュ国沖合いの探鉱開発につきましても、終わりに近い段階で私も民間会社が交渉に参加いたしました。この公団の先導がありましたことによりまして、大型プロジェクトの交渉をまとめることができたものと考えております。このようないきさつを顧みますと、公団が直接利権を取得する機能を保有しております。

したならば、事態はより円滑に運ばれたものと思われ、また、したがって、このような趣旨を盛った公団法の改正は、適切なものであると考える次第でございます。

ベンガル石油開発株式会社は、昨年の七月に設立されましたが、本年十一月から試掘を開始する予定で準備を進めております。合計九坑の試掘井を掘削する計画であります。その探鉱期間は約三カ年でございまして、所要資金は約三百十三億円を計上いたしております。バングラデシュ国は、国を挙げて石油開発に注目いたしており、大きな期待を寄せております。ベンガル石油開発株式会社は、同国の石油開発に協力いたしておりますことは、同国の経済発展に寄与することはもとより、両国の友好関係の助長にいささか貢献いたしているものと考えている次第でございます。

気候、風土、人情、また政治形態の全く異なる海外での石油開発は、特にそれが発展途上国の場合は、通関手続、物資の輸送、通信連絡などが滞りがちでございます。思わぬ時間をとることがございます。

以上、これまで申し上げましたような次第で、海外石油開発には多大の投資額を要し、リスクも大きいことから、公団資金に対する需要もますます増大するものと考えられます。したがって、公団投資資金を大幅に拡充することにつきまして、格別の御配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、わが国の石油開発につきまして、主として私どもの事業に関連していきさつを申し上げた次第でございます。

○委員長(林田悠紀夫君) ありがとうございます。次に、杉本参考人をお願いいたします。○参考人(杉本茂君) アブダビ石油株式会社副社長の杉本でございます。大所高所からの陳述は、島田総裁並びに森社長、あるいは後で出られる向坂先生から陳述があるだろうと存じますが、私は、アブダビ石油というア

ラビア石油の次に石油を出した会社のいままでの経験を通じて陳述申し上げます。そのためには、アブダビ石油はどのようなことをしているか、でやってきたのか、あるいはどういうふうにあちらの国と組みついておるか、それに対して公団がどういう機能を発揮してくれたか、それから後どういう機能をもっと発揮してほしいかといううなことについて申し上げるのが適当かと存じます。

それで、まず私の方の会社の歴史を申し上げます。昭和四十一年だったと思うんですが、四十一年度の終わりにADMAという会社がアラビアの沖合いに権利を持っていました。このADMAというのはBPとCFP、いわゆるフランス石油とアフリテックス、ペトロリアム、この二社が共同で持っておる鉱区でありましたんですが、それが四十一年度の十一月に四分の一の鉱区放棄があり、結局それが、アブダビ政府がその鉱区を輸入に出したわけであります。カナダあるいはアメリカその他の会社が来ておりましたが、入札というよりむしろ話し合いの上でわれわれがこの鉱区を取りました。

その鉱区を取ったいきさつから申しますと、この鉱区に対してのいわゆる地震探鉱あるいは坑道の探査に当たったのが、われわれがこのとき取ったときよりも十二年前にやっておった。いわゆる、いまから言えは二十年前にやっておったので、そのわれわれが受けた当時の震探の技術から言いますと、ひよっとすると見逃しているところもあるんじゃないかと。それが近くにやっておるのなら、最新の技術を使っておりますから魅力はないんですが、われわれが取ったときよりも十年も前にやっているとどういふことになると、これはおもしろいんじゃないかと。この精製石油それから大協石油、日本鉱業という、この精製三社がいわゆるアップストリームからダウンストリームをつなごうという考えでこれに投資したわけであります。

最初の考え方は、二億円で出さずして六億円で探査をして、全然ダメならばこの六億円は捨てよう、そして、よければまたこれに金を出していこうというふうな考えでやったわけでございまして。ところが、幸いなことには、ここに参考に出してあります。昭和四十四年一月に地震データの処理、解析作業を終了いたしました。四十四年の五月、B鉱区において試掘を開始しました。それから、四十四年の九月十八日に初めて一号井の発見をしたわけであります。それから引き続いて四本やりましたところが、全部小さいながらも構造があり、かつ油が出てきたということで開採に踏み切ったわけであります。しかし、当時もし公団がわれわれが始めたのは公団のできない前だったんですが、公団がこの途中でできなかったとしたら、この三社の資金力ではとうていこれに追いついていくことができなかっただろうと思ひます。その点、われわれは公団に対して非常に感謝し、かつ運もよかったと考えております。現在のところでは、大体二億五千バレル程度一日に出してあります。二億五千バレルというのは月に十二万五千トン、年間約五百五十万トン程度の生産をやっております。なお、利益等につきましては、現在償却前利益が約七十億程度出ております。来年に、あるいは今年度の末になりまして、大体償却をやった残で十七、八億円の利益が出るんじゃないかと、この点までにごさつております。

これは、もちろん数量は非常に小さいんですが、値段が非常に上がったという、日本にとつては非常な不幸なことが、われわれにとつては、わが会社にとつては非常によかったことになっております。非常に皮肉な現象を起しているわけなんです。ただ、ここで申し上げたいのは、その間普通なれば、われわれはこういうような利益は上げ得られただんであると考へますが、アブダビ政府の首長であるザイード、あちらでは首長と言っているんですが、ザイード首長の特別の計らいによりまして、せんだつてのOPECで定められた税金

が八〇%、ロイアルティーが二〇%という非常に重い税金、重いロイアルティーをまけてくれまして、初めのときの契約の二・五%それから、一時改正されましたけれども、五五%の税金という、現在ほかのところでは考えられないような新しい税制をとってこれていることであります。

この点は、われわれも非常に忍耐強い、あるいは執拗な交渉を続けてやっただけですが、恐らくはほかの国々におきましてでも、独立的な、あるいは小さい発展の少ない油田に對しましてはこういうような処置は講ずるものだろうと考えられます。したがって、新聞紙上その他のところに載っていますような、OPECが定めた税率、あるいはロイアルティー率というものを機械的に進めるものではない、機械的にこれをやるものじやないということは言えるだろうと思います。これはわれわれの経験から得たことなんです、あちらの大臣あるいは次官その他の人と話しておりますとも、メジャーとインデペンデントは違ふんだということを言っております。そういう経験から言いますと、あちらの国もメジャーから離れた、それから日本の国もメジャーのかさの下から離れたという考えがあるだろうと思いますが、このメジャーのかさから離れた同士の話し合つて開発に当たつていくということは、非常に意義あることじやなかろうかと存じます。その点、われわれが開発していくものに對して公団が投融資において特別な計らいをされることをぜひ希望したいと存じます。

それから同時に、最近になってきまして、幾分か石油が余り気味になってきた。それからまた、DD原油あるいはGG原油と言われるのが過剰になり、値段も幾分か下がりが気味だ。こういうふうになってきまして、もう二年前のあの厳しさを忘れてまして、石油はそうあわてて取らないでも、産油国から勝手に取つたらいいじやないか、開発しないでもいいじやないかというような意見が出るであらうと思いますが、われわれが開発し、われわれがそれに手を携へればこそDD原油その他の点

も取りやすくなるんではなかろうかと存じます。その点われわれがやらなかつたならば、やはり名前は産油国の直接原油ということになっておりますが、後では必ずメジャーとひつついてやらざるを得ないというふうな、現在の世界的な大勢ではなからうかと存じます。その点長期的な見方をしてもいいと思います。特に、公団においては長期的な金融、あるいは長期的な措置を講ぜられたいとお願ひする次第でございます。

それから投融資問題の中で特にアブダビなんかでは、現在石油工場を建てたいという希望を持っております。それは単なる日本で言っているようなリファイナーじやなくて、あの国で白いものと黒いものとに分けよう、いわゆる白油と黒油、黒油というのは重油です。白油というのはガソリン、灯油、軽油のまじつたものですが、そういう簡易処理をしまして、そして軽いものと重いものと別々に出していこうというふうな計画を持っております。と申しますのは、消費国において、たとえは日本のごときは白油がだんだんだんだん必要になつて黒油が余つてくる、あるいは後進国におきましては黒油が必要で白油が必要じやないという、各国々によつて消費の構造が違つておられます。いわゆる石油の輸入国で消費のパターンとが違つていこうというふうなことで、産油国でこれを分けて持つていこうというふうなことをやつています。このことは公害対策その他の点にも非常にいいだろうと存じますが、そういうことに對して日本から、何らかの意味の援助じやなしに、ジョイントベンチャーをやりたいというふうな申し込みがあります。こういうことに對してでも、われわれの資本力ではどういふこれには追いついていけません。その点今度の改正におきまして石油工場、精製工場等に対する投融資というものを認められるというふうなことになるれば幸いだと存じます。以上、その他の意見はいろいろありますが、非常にになりますので、ここに諸先生に参考資料をお渡ししておりますから、どうぞごらんになっていただくようお願いいたします。

○委員長(林田悠紀夫君) ありがとうございます。次に、向坂参考人にお願ひいたします。

○参考人(向坂正男君) わが国の長期的なエネルギーの供給構造を考えた場合に、石油への依存度を現状より大幅に下げるといふことは、大変むずかしい状況にあると考えます。現在エネルギー調査会でも検討が進められておりますけれども、長期的に日本のエネルギー供給を考えた場合に、まず第一に重点を置くべきものは国内の資源開発でございます。それには水力あるいは石炭、さらに地熱、あるいは周辺の大陸的な開発、そういったことが含まれておりますけれども、こういった国内資源の開発を優先的に進めるといふ方針が必要かと思われまゝ。

それから、第二には原子力でございますが、安全性に万全の対策を講じつつ、その開発を進めるだけ進めていくという方針が重要と考えられます。さらに、輸入エネルギーにつきましても、海外の天然ガスやあるいは石炭、これには原料炭だけではなくて、火力用の一般炭の輸入も含めまして輸入エネルギーというものをできるだけ多様化し、供給源を分散していくということがエネルギーの安定供給上重要だと考えられます。したがって、もちろん国内の環境問題はございしますが、クリーンなエネルギーとしての天然ガスの輸入を極力増大させる、また、石炭の輸入を図っていくということを考える必要がございます。しかし、こういった方策をできるだけ進めてみましても、これから十年先を考えるとみましても、石油への依存度は現状より下げることは可能でございしても、そう大幅に下げることはむずかしいように考えられます。これは私の個人的な計算でございしても、今後日本経済が実質成長率五、六%の成長を続けるために必要なエネルギー消費量を考えた場合、以上のような方向でエネルギー供給の増大を図つた場合にも、石油への輸入依存度は昭和六十年

度においても、現在の七五%に對して恐らく三分の二以下に下げることはむずかしいように考えられます。したがって、今後のエネルギー政策の中で石油の安定供給の基盤をどうやってつくっていくかというところは、重要な政策の課題、眼目になると考えます。

一九七〇年代に入りましてから、御承知のように、石油をめぐる国際情勢は非常に大きく変化してまいりました。石油の大量輸入国としては、今後の石油政策についてはいろいろと考えるべき問題が出ておりますけれども、私は、まず第一に申し上げたいことは、石油の大量輸入国としてメジャーズ、これまでの石油の大半を供給し、世界の石油市場を支配していたこのメジャーズへの依存に安住しては行かれない、安住すべきではないという点であると思います。また同時に、何といひますか、ただ乗りは許されないとはいひますか、石油の大量消費国としては、石油開発に對して、応分の貢献をする必要があるという点を確認しておく必要があるんじゃないかと思ひます。つまり、単に日本に持つてくる石油を開発するということだけではなくて、国際的にエネルギーの供給源をふやし、石油の供給能力をふやしていく、それに日本は応分の協力をしていく、貢献をしていくという考え方が必要になつてきたのではないかと思ひます。

私のところにも、よく外国の政府の方や、あるいは石油会社その他の専門の方が見えますけれども、日本の今後のエネルギー事情をお話ししますと、日本は一体、それでは石油の供給にどういふ貢献を考へておるか、どこに供給源を依存しようと考えているのかというのを必ず聞かれるわけでございます。つまり日本は、石油の大量消費国として海外への投資なり石油産業に対する投資、あるいは技術的な貢献、そういうものを十分考へていく必要があるんじゃないかというのが彼らの意見であります。私もそういうことを考へていく必要が状況になつたというふうに考へるわけでございます。そこで、ほかのエネルギーの問題は省略いたし

ますが、石油の安定供給の基盤を今後いかにつくっていくかという問題は、先ほど申し上げたように、これからのエネルギー政策の大きな眼目と言えますが、そのためには幾つかの課題があるように考えます。

まず第一は、日本の領海及び周辺の大陸棚などにおける石油や天然ガスの開発を進めるといふことでございます。すでに何カ所かでそれが行われておりますけれども、なかなか十分な成功は見まされませんけれども、この領海と周辺の大陸棚などにおける開発を進めただけ促進していくということが、安定供給構造をつくっていく上の第一の課題であるというように考えます。

それから第二は、いま杉本参考人からもお話がありましたように、国際石油におけるメジャーズの支配力の後退、このことは産油国及びメジャーズを持たない消費国にとって、これにいかに対応していくかということとは共通の利益になるわけでございます。したがって今後産油国との石油の直接取引、場合によっては政府ベースにおける長期的な取引協定といったような形で原油の供給源を確保していくということは、安定供給を確保していく上の第二の課題と言えらると思ひます。その場合に、御承知のように、油田の開発を含めいろいろな工業化や産油国の社会開発のための技術協力、石油関連産業の発展への技術協力、そういったことを含めまして産油国との間に相互の依存関係を打ち立てていくということが大事であることは、これ以上申し上げる必要のないことだと思ひます。

それから、安定供給の基盤をつくっていく第三の課題は、石油の供給源をできるだけ分散することでございます。現在中東地域に八〇％近い依存度を持つておりますけれども、中東の不安定な状況から考えまして、他の地域に供給源を分散していくということは消費国共通の課題、また、これまで十分開発が進められていない他の開発途上国の切迫した要求でもあると思ひます。最近、国際的な石油会社は、現在のOPEC地

域以外の地域にできるだけ供給源を分散しようというところで、積極的に探鉱・開発を進めている状況にございます。おそらく現在のOPEC地域よりも開発コストは高くなるに違いないけれども、しかし、そういった新しい油田やガス田の開発を進めなければ、OPECの独占的な地位といひますか、あるいは国際的な石油の競争状態をつくり上げていく上に不利であるという考えで、新しい地域に開発を積極的に進めているように思われます。これは既知の地域よりも開発が困難であるだけに、余り短期的な計算でやっては失敗するものであつて、長期的に石油の不足に対応するという考え方でやるべきではないか。

最近、世界石油会議で、世界の石油資源についていろいろ専門家たちの間で議論されたわけですが、これも、そういう議論の状況を見ても、一九九〇年ごろ、あるいは一九九〇年代におそらく世界の石油生産のピークが来るのではないかと。そこまで持つていくにしても、こういった新しい地域の開発が必要であるという考え方が示されております。そういう考え方のもとで、日本も、東南アジアあるいは中米、アフリカ、あるいは豪州、大洋州など日本と比較的近接した地域で開発を進めるだけではなくて、先ほど申し上げたように、国際的に石油の供給能力をふやしていくという観点から、日本に必ずしも持つてこれなくても、南米なりその他の地域において開発に参加する機会があれば進めていくという考え方を持つべきではないかと考えるわけでございます。

それから第四には、探鉱あるいは開発技術の向上が非常に切迫した課題になっているんじゃないかというように考えられます。おそらく現在の産油国のナショナルリズムの伸展、激しく進んでいく状況から言つて、在来のように利権を獲得するといふことはむずかしく、せいぜい生産分与方式、あるいは開発請負方式といったようなものに変わっていくに違いない。そういう場合に、探鉱やあるいは開発の技術というものが物を言うわけでございます。したがって、日本のそういった石

油開発関係の技術陣というものをどうやって育成していくのか、特に海外で活動できる技術者の養成ということが急がれることであるように思ひます。

それから、安定供給構造の第五の問題として、は、備蓄の増強があると思ひます。これは御承知のように、国際エネルギー機関で国際的な相互融通制度が発足いたしました。そのために備蓄を消費量の九十日分までふやすという国際的な約束ができていくわけでございますが、その備蓄を増強していくということが安定供給を確保する、緊急事態に対応するために必要であらうと思ひます。しかもこの備蓄は、まず、もちろん国内において増強することが大事でございますけれども、同時に、アジア太平洋地域など中間地域における石油基地をつくるということもあわせて考える必要あるんじゃないか。

これは、必ずしも国内の備蓄と同等の供給の安定基盤であるかどうかは、いろいろ議論のあるところかもしれませんけれども、しかし、アジア地域あるいは太平洋地域において、日本のみならず、開発途上国を含めて一つの国際的な共同の石油基地という考え方を、一つの緊急事態における消費国に対する供給のバッファとして役立つことが可能ではないか。そういう意味で、国内の備蓄の増強はもとよりですが、中間的な地域における貯油基地というものを、あるいはそこへ製油所のようなものを建設することを進めるべきかと思ひますけれども、そういうものを考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。

以上申し上げたようなことを考えておりますので、今回の開発公団法の一部を改正してその機能を充実するといふ方向は、私は妥当な方向であるといふふうに考える次第でございます。

○委員長(林田修三) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述を終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小柳勇君 ます、島田参考人に御質問いたします。

昭和四十二年に石油開発公団ができて以来、すでに八年たつております。その間に一千数百億の投資がなされました。それで、この日本に生産されて返つてきている石油を金に換算して、いわゆる投資効果といひますか、そういうものに対して総裁はどのように考えておられるか。

なお、その間、融資いたしました探鉱が失敗し、あるいは生産に失敗したなど、せっかくの融資が焦げついておるものもありましようが、そういうものも含めまして、公団として、現在まで約八年にわたります経営の中で、こういうことをやったら、あるいはこういう問題があった、将来こうしたいと、総裁としての見解がありましようが、まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(島田喜仁君) 小柳先生からいろいろ御質問をいただきましたが、まず最初に、千数百億の金を投資したその投資効果という点でございますが、これをどういふふうに解釈いたしますか。実は、投資した金は戻つてはきておりません。投資した対象プロジェクトの中で、大体成功して日本に入つてくる予想された原油は、ラウンドで大体二千万キロと予想されます。ただこれにつきましては、御承知のように、日本は国内の景気の状態等によりまして買えなかつたりする面がございますから、実際には、この五十年間で千八百万キロぐらいでございますが、要するに、大体その程度のをわずかながら確保いたしたという面を、どういふふうにお考えいたしたかということでありま。

全体といたしましては、すでに、最初に日本として海外石油の開発に成功したのはアラビアでありました。アラビア石油を含めまして、開発原油は大体国内輸入量の一〇％程度になつておりま

す。実はまだアラビア石油には融資をしておりませんが、その他の企業は、開発段階に入りましてまだ期間はわずかしかなかったっておりませんので、公団に配当等として返ってくる段階にはなっておりません。ただ、国際的によく言われるのでありますが、石油の油田を発見する確率は、大ざっぱに言いますと、これは別に統計的なものではございませんけれども、大体二割ぐらいが限度であると言われておりましたが、ここ十年間の世界の当てる確率は下がっております。だんだんリスクが大きくなったり、自然的条件が厳しくなったり、なかなか石油を掘り当てることが実は困難になってきておると思ひます。

なお、振り返ってみますというと、私も公団が発足いたしましたのは、いまお話し約七年半の前の昭和四十二年の十月であつたと思ひますが、公団の職員は私を含めまして約五十人で発足をいたしました。八年近くなりまして現段階で、この探鉱投資の事業並びに民間に対する技術協力の職員は、女性も含めまして百五十人でありまして、私は、設立当初からその職員といたしまして公団に奉職をいたしております。振り返りますと、力不足と云ふことでもございまして、非力のために当てる確率も悪かつた、あるいはその成果を上げ得なかつたことを反省はいたしておりますが、現在もその百五十人が一緒になつて、大陸的な開発並びに海外の開発に全力投球をしておるつもりであります。

ただ、ここでひとつお考えをいただきたい点は、公団が発足いたしましたときは、いままで石油といふのは、実は要するに、メジャーから金を出して買つという体制でございまして、わずかに一つの例外が、いま考えてみますと大変な偉大な功績だつたと思ひますが、アラビア石油が海外で開発した以外は、海外の開発といふのは行われなかつた。代金を払つて他の企業が開発した油を買つたという実は体制であつたわけでございまして、やはり自主開発の原油を持つべきだといふ機運が民間並びに政府にできまして、そうして、

民間の企業がリスクに挑戦する場合に、民間と石油開発公団とが一緒に船に乗る。原則的には五〇・五〇％で、この開発に挑戦をするわけでございまして、それは民間主導でございまして、公団が主導的に海外の利権交渉をするような体制にはなかつたのであります。恐らく当初の三年ぐらゐの間は、あるいは四年ぐらゐと申しますか、ここ二、三年になつて初めて私も海外の交渉に専念をし、そうして先ほどのお話の、事前の、産油国あるいは石油会社との交渉をいたしてまゐつたのであります。

したがういまして、振り返ってみますというと、民間主導でありましたために、当時はまだリスクマネーといふものは民間として非常に少ない、しかも御承知のように、日本はこのリスクに挑戦する国際的な石油企業といふのはございせんので、小さなプロジェクト、言いかえれば、金の余りからならないプロジェクトが中心であつたわけであります。大型プロジェクトに民間が積極的に参加するといふ体制ではなかつたのであります。

特に、この石油の利権、言葉がちよつと悪いのですけれども、お許しをいたしまして、俗に言う言つておりますから利権と言ひますが、利権はいま参加国にはないわけですが、簡単に要約して仮に利権という言葉を使ひしていただきますと、そういう利権といふのは、参加する側が積極的にコンタクトしなければ、資源国、産油国の方からこういう利権があるからどうだといふ体制では原則的にないわけでありまして、それがだんだん厳しくなつて、資源主権の確立とともに産油国が強くなつてきた。

それで、実は大型プロジェクト等についてはリスクも大きいし、金もかかるし、それから技術的にも先ほど参考人の方からありましたように、日本は海外で開発する技術、活動をするその経験と策がありませんが、私どものところでは、国内からわずかながら国際活動のできる素質のある人々を説得し、そうしてだんだんに集めてきたのが現状であります。そういう技術陣を動員を

いたしまして海外活動に専念をしていったわけでありまして、したがういまして、振り返つてみますと、すでに公団のできる前後において、海外のリスクに挑戦をして自主開発をしようとする時期が実は非常におくれおつた。その当時も、すでに有望な利権といふものはメジャーズその他にはいい鉱区と有望な鉱区と思われるものは抱きかかえて、やはり次のゼネレーションまで温存していつかという、そういう体制に入りつたわけでありまして。

現在も、御承知のように、参加国に石油の開発をさせないで、みずから資源主権を持つていて、みずから自分のリスクにおいて開発をしていくという体制が、着々としてできてきているわけでありまして、したがういまして、振り返つてみますと、そういう面でも日本の海外開発をする民間の体制が弱体であつた。それから同時に、当時はやはり億という金といふものは、リスクの金といふものを国が出すといふことは大変なことでありまして、金のむだ遣いになるのではないかと、この考え方が政府等にも強くありまして、なかなかこれを思い切つて出そうとしてみななかつたといふことを、率直に申し上げざるを得ないのであります。

ところが、私もがスタートした当時は、もし石油の開発をいたしまして成功すれば、その油といふのは二〇％日本に持つて帰ることもできれば、あるいはどこか自由に売ろうとすれば売ることができたわけでありまして、その処分権といふものは開発側にあつたわけでありまして、ところが、一九七二年だつたと思ひますが、リヤド協定によつて産油国が二五％の資本参加をするといふことが予想に反して、予想に反してといふのは、世界がまだそこまで考えておらなかつたのに、二五％の参加といふのは決まつたわけでありまして、七二年から五年間の間に五％に事業参加、経営参加をふやしていく、こういう方向で決まつたのであります。現在まだその五年間の終期に

ならない間に、御承知のように六〇％の資本参加がすでに決定をする、あるいは一〇〇％の資本参加がもう時間の問題だといふふうには、世界の情勢が全く急激に変化をするような事態になつたわけでありまして。そういう意味で、日本の石油開発の体制なり、これに対する対策なりといふものが世界の情勢に追いつかなくなつてきたといふのが、私は偽らざる実感だと存じます。

実は公団ができてから八年に相なります。私はその間いろいろ対応策を、——公団のできたときにはまだまだ私どものところでも何にもわからなかつた、海外開発については無知識であつたわけでありまして、明けても暮れても毎日こういうことにタッチをしておりまして、幾らかは世界の情勢を知らざるを得ないわけでありまして、先を見ましていろいろ提案をいたしまして、先けれども、私の説得力が足りなかつた、その点は深く反省いたしますけれども、具体的な石油開発公団に関する法律の改正は、今度が実質的には初めてであります。

中東戦争が終つてからもう二年になりますけれども、今度初めての改正でございまして、この改正につきましては、先ほど冒頭でお礼を申し上げましたけれども、実は法律改正のほかに、いまのような世界の情勢、言いかえれば条件が非常に厳しくなつてまいりまして、税金も八〇％を払わなきゃならぬ、ロイヤルティも二〇％を払わなければならぬ、いまのように事業参加もありまして、コスト原油がそれだけ減つてしまつたといふいろいろな条件の厳しい問題が出ておるほかに、やはり日本の石油会社といふのはプロジェクトが決まりますといふと、そこで、いろいろな石油に直接タッチしてない会社といふものが資本を出して会社をつくるわけでありまして、全くの素人の人たちが集まるわけでありまして。その意味では、借越ではございまして、私どもも公団も及ばずながらその御協力は申し上げておるわけでございまして、世界は、御承知のように、アメリカはもちろん国際的な石油企業であります

が、欧州でもフランス、イギリス、イタリアは皆
国策会社というものを持っており。一社もし
くは二社という形になっております。ドイツだけ
が国策会社ではございませんけれども、DEMI
NEXという一社を中心に海外開発をしておるわ
けであります。手前どものところの投資対象に
なっております会社というのは三十、プロジェクト
が四十、この八年間にその海外開発に参加をし
たわけでございますが、日本は民間の体制も当然
問題がございますが、今度は公団の立場から見ま
すという、公団は探鉱部分の資金供与しかでき
ないわけであり。日本にはインテグレーションとい
う、いわゆる

アップストリームからダウンストリームに一貫し
た操業会社というものは、たゞいま申し上げまし
た欧米と違ひましてないわけであり。せめて
そのアップストリームぐらゐは、実は公団が一
元的に投資できることになりませんと、探鉱と
いうものは一部分でありまして、幸いに成功いた
しますという、ここにも民間の社長さん方がお
いでになりますけれども、開発段階に入つたとき
の方がはるかに金がかかるのであります。は
なはだここに社長さんがおつて、まことに失礼と
存じますけれども、杉本副社長のアブジ石油も
最初に技術力をお持ちになつておつたし、運もよ
かつたわけでございますから、掘るたびに実は当
たつたのであります。

そこで、開発段階に移行したわけでございます
が、たゞいま二万五千バレルとおっしゃつてお
ります。その当時は私どもの技術陣も全部、ま
ず少なくとも現在の三倍程度のものは出るであ
ろう、場合によつたら四倍ぐらゐのものが出るであ
らうと考えておつたわけでございますが、開発段
階に至つてから当たる率が少なくなりました。実
は二万五千バレルということになつたわけであ
ります。その間非常に苦勞をされたと思ひますが、
私はやはり石油事業というのは、探鉱から開発、
最後に石油を取り終るまでは非常にリスクで
あるほかに、産油国の条件というものがその過程

においてどんなに厳しくなるといふ、こういう問
題に対処していかなければならぬわけでありま
す。

時間の関係から、たくさん過去を振り返りまし
て申し上げなければならぬ点がございしますが、も
う一つの問題は、たゞいまのような株主が出合つ
てつくり上げていく会社というのが幾つかのプロ
ジェクトに参加をしておりますが、最近のこの不
況の関係で、なかなか現在、探鉱を継続してあり
ます増資に応じ得ないという企業が実は出てきて
おるのであります。失権をする企業が出てきてお
るのであります。それから同時に、七、八年たつ
てみますと、あるいは三、四年たつて實際
に実施してみますと、やはり国際的に言わ
れたように、石油の開発というものは、探鉱とい
うのは当たる確率が少ない。私のところで、すでに
七社から十社程度が率直に申し上げて失敗をして
おるわけ。成功をしない企業があるわけであ
ります。

そういうような事態と、それから、ますます産
油国の条件が厳しくなるといふ問題を踏まえます
という、なかなか民間資金の動員というものは困
難になつてまいります。民間がこの探鉱開発に参
加をしないといふことになりまして、あと
は国でやるか、あるいは国がやらなければこの探
鉱開発にはなかなか参加ができない、民間の意欲
というものは恐らくこれからしばらくの間は鈍つ
てまいることとは当然だ、こういうふうに出てお
るわけでありまして、こういう内外の情勢に対処
いたしました。先ほどからもいろいろお話があり
ました。公団の投資の制度なり、これに對する
助成策といふものを考へていただく必要があ
らうかと思ひます。

具体的な問題はまたここで省略をさせていただきます
きまして、一言、お答えになつたかどうかしれま
せんが、これで……

○小柳勇君 たくさん委員が質問いたしますので、私も簡単にいま質問いたしておりますが、要
領よく短い時間で御答弁を願ひたいと思ひます。

もう一間でございしますが、四十二年にこの石油
開発公団が発足しますときに、私も当委員会にお
りまして、ちょうど三木総理が通産大臣でござい
ました。これから十年したら約二割、昭和六十年
には三割は自主開発するんだという意気込みで、
当時四十億の金を政府が出しました。それから
うすいで八年でありましたが、いまなお、この自主
開発については数%しか出ていない。

いまのお話で、たおえばもっと金をよこせ、あ
るいはもっと技術陣が欲しい、そしてもっと統一
したもので公団みずから石油については、日本の
石油事業については責任を持つんだというふうな
体制も欲しいわけですが、そういういままでの公
団発足以来の八年間の経過から将来に向かつてど
うしたら、少なくとも、この日本の石油事業に
ついては石油公団がその供給の面まで責任を持
つてもらいたい、私どもはそう思うわけですが、た
とえば先般、東京瓦斯の安西さんがソ連とガスの
交渉をなされました。そういうものも實際は、
相手は社会主義の国でありますから石油公団がや
るべきであらうとここで発言したこともござい
ます。したがつて、石油、ガスなど、そういうエ
ネルギーにつきまして、もう少し日本の事業に對
して責任を持つ体制が欲しいのであります。総
裁の見解を聞いておきたいんです。

○参考人(島田喜仁君) 頭の中ではそういうこと
は実は考えられますけれども、私の過去のわずか
な経験から申しますと、全部一元的に公団
がやるというところは、なかなかこれは容易なこと
では私はないと思ひます。まず人間の問題が一つ
あります。それからいま申し上げましたように、
日本は政府も政府機関もそれぞれ多様でございま
して、この問題を解決しない限りは、公団だけ
で考えまして一元化といふ問題はなかなか私はは
きないのではなからうか、こういうふうな考え
るを得ません。

○岩道行君 大変貴重な御意見を承つたんです
が、いまの御質問にも関連して、実は日本の資源、
エネルギー、特にエネルギーに関しましては、向

坂先生のお話にも冒頭にありましたように、まず
石油もさることながら、地熱からその他みずから
の持てるエネルギー、日本列島の力を開発してい
かなければいけないといふこともございする
し、また厚力力の問題、これらの行政が多岐にわ
たつておつて、したがつて日本の資源、エネルギー
という問題が非常に大きな課題になっております
が、これが通産省、そしてその中の資源エネル
ギー庁という部門になっており、あるいは原子力
は科学技術庁というふうなことになるのでありま
す。

それで、資源エネルギー庁ができたことは一歩
の前進であると私は一応評価したんであります
が、しかし私は、かねてから資源エネルギー省、
そして専任の國務大臣を設けてやつていかなけれ
ば、とうていこの国際的な大問題の解決と日本の
民族の生存はあり得ない、こう考へて、多年この
ことを主張してまいつたんであります。先般来、
経団連の松根エネルギー委員長においても、この
問題についてはまさにそのとおり考へるというこ
とでありましたが、特にこの問題について向坂先
生の御所見を承つておきたいのが第一点でありま
す。

それから、石油の中東戦争以来のショックでエ
ネルギーの節約といふ問題が行われております
が、最近では、のど元過ぎれば熱さ忘れるというよ
うなことで、資源、エネルギーの節約、あるいは
省エネルギー型の産業といふものに対する意欲と
いふものが何となく薄くなつてきているというふうな
ことで、この国民に對するキャンペーン、これ
を官民一体となつてやらなければいけない。私は
五十年の予算において、特にこの問題について
の広報予算をある程度、大臣折衝の段階において
取ることに微力をさされたわけでありまして、こ
ういったようなことは、資源開発をなされる皆
様方も非常に御苦心をなさつておる。その苦心の
ところから私は国民に納得をしていただいて、そ
ういふ資源エネルギーの消費、あるいは節約につ
いての十分な国民的な合意のもとでなければやは

りいけない。そしてまた、開港の問題もそういうところから出発をすべきではないか、こう考えておられるが、その点についての努力がまだ政府あるいは民間においても十分とは考えられない。これらについても御所見を承っておきたい。

それから、これは開港については非常にコストが高くなつてまいつてきておりますが、輸入原油の価格が今後どうなるのかですね。世界的に節約が行われておりますので、ある程度買手市場みたいな感じになってきておりますが、果たしてそう考へていいのかわかりませんが、非常に疑問に思ひます。中東戦争の解決のあり方も、重大な政治とそして経済とが密着した問題であります。そういう意味において、このOPECの動向についての今後のあり方がどうなるかという点。

さらに、国内のダウンストリームの関係では、総需要抑制のもとにおいて価格の引き上げ、あるいはカルテル問題等で非常に精製業界は萎縮をいたしておると思ひますけれども、もうほとんどが破産状態にも近いような状態ではないだろうか。そういう中においては、やはりある程度企業が健全に育つていかなければ、われわれの国民生活、漁業にしても農業にしても、あらゆる分野において私は大きな支障を来すのではないかと思ひますので、この石油製品の価格の引き上げの問題についてはどう考へになるか。

以上、まだ申し上げたい点もありますが、時間もありませんので、これで一応私の質問の要点を申し上げた次第です。

○委員長(林田修二氏) 参考人各位にちよつと申し上げます。

他に質問者がございますので、できるだけ簡潔に、要領よくお願いを申し上げます。

○参考人(向坂正男君) お答え申し上げます。

第一の御意見でございましたエネルギー省に關しましては、これまで行政機構が、エネルギーに關する行政が多岐にわたつていてその統一性がないということ、私も感じておりました。その

点については、エネルギー庁ができたということ、は、数歩前進と評価していいと思ひますが、同時に、たとえば原子力などにつきましても、原子力委員会との間の関係の調整がまだ十分うまくいっていないと思ひますので、原子力の行政に關しても、安全性の確保や新しい研究開発と、それから、実際の実用化された発電所などの推進における行政の分担というようなことは、さらに明確に分担がされるような方向にいくべきだと思ひますが、さて、それではエネルギー省をつくるということは、長期的な目標としてはそういうことがあり得るかと思ひますけれども、果たして短期的に省をつくつていまの事態がすぐ改善されるかどうかということは、必ずしも私は、早急に効果が出るような状況ではないんじゃないかというように思ひます。

私は、その点はまず第一歩として、政府レベルでエネルギー総合戦略のようなものを十分討議する必要があるのではないかと、その点では、エネルギー対策の閣僚会議が設置されたということは、さらに一歩前進かと思ひます。特に、外務省も入つたエネルギー対策閣僚会議が総合戦略を練るといふことは、非常に重要な前進であらうかと思ひますが、できれば、まずこの閣僚会議を常置機関として、あるいは、そこへ少数のスタッフを置いて、というような形で常置機関として、エネルギーの総合戦略を練るといふ体制が現実的なやり方ではないかというように考へます。

それから、第二の節約の問題ですが、現実にエネルギーが急速に値段が上がつたために、家庭においても、また産業界においてもできるだけ不要な部分、つまり、生産などに直接関係のない分野で、間接的な分野でできるだけエネルギーを節約するという動きはすでに行われており、進められておりました。大体石油危機以前に比べますと、五割ないし一〇%は電力及び重油などエネルギーの節約は行われていると思ひます。しかし、御指摘のように、時間が進むに従つてエネルギー危機はどこに行つたかというようないふ感じも生まれつつ

あることは確かで、ここで政府、民間一体になつて節約のキャンペーンを進める、あるいは部分的にいろいろな法律によつて規制するといふような方向も考へる必要があるのではないかと、これから取り組むべき節約問題は、いろいろな産業分野において相当な投資をしたり、それによつてエネルギー管理技術や省エネルギーの利用の効率化を図る、そういう投資が必要でございまして、家庭においても、たとえば住宅の断熱性とかあるいはヒートポンプなどの利用によつて暖房のエネルギー効率を上げるとか、そういう対策が必要でございまして、これはやはり長期的に本腰を入れて取り組むべき問題であらうと思ひます。

日本は、指摘するまでもなく、環境問題から言ひましてもエネルギーの効率的な利用ということには必要でありまして、特に、石油時代から他のエネルギーへの転換を必要とする一九九〇年代を考へますと、よほど日本はエネルギーの利用効率を上げるといふことを考へませんと、原子力や石油や石炭ですべてを満たすといふことは困難ではないか。そういう環境問題と長期的なエネルギー供給の制約といふことを考へますと、エネルギー節約について産業構造の転換なんかを含みまして、さらに一層の努力をする必要があるかと思ひます。

それから、第三の輸入原油の価格問題に關しましては、御承知のように、OPECはことしの九月いっぱいには値上げをしないといふ約束をしており、これは守られると思ひますけれども、最近OPECの一部の国は、財政収入、産油収入が財政支出に見合わない不測の状態が出つてありまして、特にそれは、石油資源が比較的少ない国にそういう状況が出ておりますので、何とかここで値上げをしたい、産油国の工業製品の輸入価格は大幅に上がつていふので、ここで何とか値上げをしたいといふ機運がOPECの中で強まっております。最近アメリカ政府も、これまで需給緩和で大幅に値下がりするといふような見解が多かつたやうですけれども、そういう見解はこのところやや

後退しつつあるという状況でございまして、私は、このような供給能力が過剰の状況でもOPECは恐らく生産を調整いたしまして、原油価格を、ことしじゅうは多分ないと思ひますけれども、来年あるいはそれ以降、世界のインフレ率に應じてある程度上げていく。ただ上り方を、工業製品価格あるいは食料品価格などと同じ率で上げていくかどうかは、OPEC側がどう考へるかによりまして、私には、ある程度ノミナルの価格を上げていくという方向に進むのではないかと、うに考へるわけでございまして。

それから、第四番目の現在の石油精製業界は、御指摘のとおり大受収支状況が悪化してございまして、石油危機後に製品価格が抑制されたこと、その後、深刻な経済界の不況によつて、石油の製品価格はコストの増加に見合うだけ引き上げられないで、多分キロリッター当たり千五百円ないし二千円ぐらいの経常収支の実赤字があるのではないかと考へます。このような状況を続けることは、特にバックアップのない民族系企業にとつては、大変経営上の困難を来す状況でございまして、安定供給の担い手としてせつかつくまで育成してきた民族系の企業が、ここまで体質が悪化するといふことは、エネルギー対策上にとつても大きな問題であらうかと思ひます。

もちろん、一方物価問題もございまして、その点との兼ね合いは十分考へなければならぬといふし、やれども、やはり、長期的に石油の安定供給の一つの担い手としての民族系の石油精製業界の企業体質、財務の悪化をやがて防止する、改善していくといふことが早急に考へられるべきではないかと思ひます。また、これは民族系だけではなく、もしいつまでも石油業界の収支状況が悪ければ、外資系の企業もこのへんの新投資を避けるといふようなこともあり得ることを考へまして、この点については、やはり早急に対応策を考へるべきではないかというように考へます。

○小柳勇君 森参考人にはバングラデシの開發から歸されましたが、いままで余り外交のないよ

やはり九十日分まで持つていくということは政策の目標であるべきかと思ひます。ただ、それと並行しまして、アジアなり太平洋など適当な地域に

国際的な共同の貯油基地、またそこへ製油所なども併設するというようなものをつくりますと、これは平常状態でも開発途上国への供給基地になると同時に、緊急事態にもバッファーになるという意味で申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 きょうは参考人の方に四点にわたって質問したいと思いますが、質問は短い質問でございますから、ひとつ皆さんの方でも簡潔にお答えをいただければ結構でございます。

まず最初に、公団総裁に御質問したいと思いますが、石油開発公団の目的はもと自主開発原油の拡大、それから二番目がメジャー依存の体制からの脱却にある、こういうふうには理解しておるわけですか。ところが、海外、あるいはわが国の大陸などにおける開発の実情は、大半がメジャーとの共同開発であります。しかも、これに對しまして公団からの投資を受けております。これは公団の本来のあり方からしまして問題があるというふうには私は思っておりますが、公団の総裁の意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(島田喜仁君) 海外でも大陸などでも、要するにメジャー等と組んでやることは私は必要だと思ひます。先ほども申し上げましたように、リスク分散の面から見ても、技術を活用する面から見ても、経験を活用する面からしまして、共同開発をすることは私は必要だと思ひますが、公団が投資の対象にしておりますのは日本側の企業でございます。外国のメジャーには投資をいたしておりません。

○須藤五郎君 外国のメジャーには金を出していいとおっしゃいますけれども、日本の開発会社とメジャーの協力というものが生まれますね。外国のメジャーとの協力という形が起つてくると思ふんです。したがって、それは日本の金が協力という形でメジャーにも使用されておるといふことも私は言えるんじゃないか、こういうふうには思ひます。私は、みずから技術開発をすべきである、こういうふうには考えております。先ほど総裁

は、計画どおりにいかないその理由は、技術が低いからだといふようなことをおっしゃいました。が、私は、このようなやり方ではやはりますます技術開発がおくれていくように思ひます。だから、みずから技術開発に努力してやうていくというのがこれが本筋であつて、メジャー依存の体制は技術開発そのものをおくらせる結果になる、こういうふうには私は考えます。しかも、業界はメジャー協力を指向して自主的な技術開発の立場に立つていないといふことが言えます。

たとへますならば、ここに私、一つの資料を持っていますが、日本工業新聞の昭和四十八年八月十七日付の紙上の一部「石油開発の原点」という表題の一部にこういうふうな点があるわけですが、「この際、自主開発などというまじらわしい概念は、余計である。下手をすれば収奪となり、一たん緩急あればお手あげとなることは、同じである。」これはあなたの方の会社の常務さんだと思ひますが、伊藤治郎さんという方が書かれた文章でございます。これから見ると、あなたのお考え、あなたの公団の考え方は少しおかしんじゃないかと私は思ひます。得ないのでございますが、どうでございますでしょうか。

○参考人(島田喜仁君) いまのお名前の出た方は、実は手前どもの職員ではございません。それから、逆にありますが、実は率直に申しまして、みずから経験のない技術開発を——全然経験がないといふわけではございませんけれども、何といつても国際的に、国際石油企業というのは大変な技術を持つておりますから、共同をして開発をする場合に、その技術をわれわれは吸収できるというメリットが実はございます。

それから、もちろんその技術をレベルアップしていかねばなりませんけれども、何といつてもリスキーな、要するに石油を掘り当てるということをやりますといふと、実は共同で開発することが決して自主開発の障害になるところではないに、自主開発をさらに前進させることになると、こういうふうには考えます。国際的にもメ

ジャー、その他インデペンデントの会社がございしますが、こういうものがコンソーシアムを組んで石油の開発に実は挑戦しながら競争と協調をやつておるわけでございますから、私は、大陸だなどといへども、要するにメジャー等と協調してやることは、自主開発にプラスになつてもマイナスにはならぬ、こういうふうには考えます。

○須藤五郎君 伊藤治郎さんという方がおたたく石油開発公団の常務ではないといふお話ですが、これは私が勘違いをしてゐるんだと思ひます。こゝには「日本石油開発・常務」と書いてあります。私は取り違へておると思ひますから、それは訂正したいと思ひます。

しかし、この伊藤さんのお考えに對しては、あなたはどういうふうな御意見をお持ちでございますでしょうか。

○参考人(島田喜仁君) かつて外資系の会社といふのは、御承知のように、十数年くらい前あるいは数年前までは、やはり日本が自主開発をするといつても、一つは経験がないから、むしろ、非常にリスキーでやけどをしますよ、だから、みずから探鉱開発に挑戦することはやめた方がいいといふ意見も実はあつたわけでございます。

それから同時に、たとえば前のような、最近の産油国の資源主権の確立の以前といふのは、要するに、先ほども申し上げましたように、石油を掘り当てるに、一〇〇％自分の国に、あるいは自分の企業に持つてこれたわけでありましたが、その後は御承知のように、事業参加といふことがだんだんと進展しております。おられますけれども、少なくとも開発に参加した限りは、油を安定的に持ち込める一つのつながりといふのができておりますから、その意味では、要するに産油国がその都度油を売る、それを買うといふことよりも、はるかに私は安定供給に役立つのではなからうか、こういうふうには思ひます。

○須藤五郎君 次の質問は四人の方々に御質問申し上げますが、過日のバリにおきます石油準備会議は、一次産品の取り扱いをめぐつて

話し合ひされましたが、結局流産してしまひました。その後、キッシンジャー長官の呼びかけもありまして、二回目の準備会議の可能性が出てきております。この会議では、国有化問題が産油国の側から提起される可能性が大きく出てきておると思ひます。資源主権尊重の立場から、これにどう対処すべきものと考えておりますか、四人の方々の御意見を伺ひます。どなたからでもけっこうでございます。

○参考人(向坂正男君) ちよつと、何の問題が提起されるかというあたりが聞かれませんでしたので……

○須藤五郎君 第二回目の準備会議の可能性が出ておりますね。この会議では国有化問題が産油国の側から提起される可能性が大きく出てきておると思ひます。資源主権尊重の立場から皆さんはどういふふうにお考えになりますか。

○参考人(向坂正男君) 準備会議で国有化の問題が改めて提起されるかどうかは、私はよく存じておりません。しかし、石油に関しては国有化の問題といふのは、事実上ほとんど、いやおうなく進展していくといふふうには私は考えております。

○参考人(杉本茂君) 第二回の準備会議で国有化問題が問題になるかどうかといふことは、いま向坂先生の言つたとおり、まだいまのところわかつておりませんが、国有化問題そのものについて、私、若干意見を持つております。

と申しますのは、せんだつても、アバビの首長国連邦の石油アドバイザーのイスマイルといふいままでの次官だった人が来ていろいろ話し合つたのですが、そのときに、こちらがあることを申し上げたところが、そういう意見はわれわれも持つてゐるということを言われておつたのです。……といふことはどういふことかといふことは、私は、一〇〇％国有化といふのは、むしろ政治的なスローガンじゃないかと思ひます。といふことは、一〇〇％国有化といふことはなかなかできない。それは、むしろ資金その他の問題はいいでしょうが、技術の問題、それから販売機構の

れを、われわれのところから一〇〇%取り上げてあるいは五〇%取り上げてやると開発の意思を失ってしまう、そういうことで、むしろ反対に奨

励をしてくれる。奨励することによって、やはり、われわれはあの国に年間約百億近くの税金を納めることになるものですから、あちらの方としてもその方が得だ、こういう点があると思います。

したがって、各国のいろいろのところで、日本の開発会社が行ってこういう問題が出たときには、表面的ないろいろなスローガンというようなことじやなしに、実質的にその国も得になりわが国も得になるということだったら、話し合ったならば私は解決ができるものだ、こういうふうには考えられると思います。

○委員長（林田悠紀夫君） 他に御発言がなければ、参考人の方々に對する質疑はこれにて終了いたします。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、まことにありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員

午前に引き続き石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○小柳勇君　まず、大臣に質問いたしますが、昭

和四十二年にこの石油開発公団の法律が成立いたしました。そのときに私もこの委員会の委員として、三木通産大臣に質問いたしてまいったのですが、そのときの政府の意気込みは、少ない

とも十年ぐらいたら二割ぐらいの自主開発をしたい、昭和六十年には三割の自主開発をやるといふことで、当時の金で四十億出資してまいったことは大臣御存じのとおりですが、その後、公団の投融資状況、各会社に対する金の出し入れなどを見てみまして、石油開発公団をつくりましたときのあの政府なりこの委員会の意気込みというもののが、どうも実を結んでいないというような気がしてならぬのであります。

特に最近の総合エネルギー調査会の中間報告では三割自主開発という線を、目標を捨てているように思う。国際石油資本経由の石油、協力開発原油及び産油国との直接取引による石油というように入手方式を多様化しておる。言うならば、石油開発公団を中心にする日本の自主開発というものはだんだん後退してしまったように思うわけです。そういうときに、片や備蓄法案など考えて、緊急時には、現在の六十日を九十日にしたいというようなことも考えておられるようです。そして、ことしの予算は一千億の予算を組んだ。昭和四十二年から今日までの投融資の合計は約一千六百億のようです。いまだ八年間かかって一千六百億の使つてまいった石油開発に対する政府の取り組みが、ことしの一年度の予算は一千億円である。ところが、このエネルギー調査会などでは三割開発というこの線を捨てておる。どうもちぐはぐに受け取れる。片や備蓄法案を用意している。片や石油開発公団を中心とする。三割自主開発はもうどうも無理ですというように思う。一体、政府の石油開発政策というのは那邊にあるかということを私もいろいろ考えるわけです。

したがって、この際大臣は、日本の政府は、これから石油についてはこういう方向で確実に需要に間に合わせます、供給させます、こういうような方針をお示し願いたいと思うのですが、大臣の見解を聞きます。

○国務大臣(河本敏夫君) 自主開発の原油を昭和六十年までに三割に持っていきたい、この目標は決して放棄したわけではございません。なおそのの

目標は持つておるわけでございますが、残念ながら、現在まで自主開発原油のパーセンテージというものはほぼ一〇%前後でございまして、目標とおり進んでおらぬわけでございますが、なお今後三〇%ということをめどにいたしまして、努力を続けていかなければならぬということを根本的には考えておるわけでございます。

ただむずかしい問題が非常に多うございます。では、いろいろな方法を考えていく必要があるのではないか。たとえば G G 原油あるいはまた D D 原油、こういうものもあわせて安定供給の一つの方法として相当今後は大量に考えていく必要がある。と申しますのは、四十二年と現在におきましては、世界の石油供給事情というものは根本的に変わっておりますので、当時余り問題にならなかった D D 原油と G G 原油というものが、非常に大きくクローズアップされておるということを考えてのことでございます。

なお、備蓄の問題でございますけれども、これは現在では六十日の備蓄を持つておるわけでありまして、けれども、先般の第四次中東戦争直後の石油危機等の経験を勘案をいたしまして、国民経済上どうしても九十日程度の備蓄は必要である、こういういう考え方のもとに今回六十日の備蓄を五カ年計画で九十日にふやす、こういう計画を立てまして御審議をお願いしておるわけでございまして。そういうことも進めながら、先ほど申し上げましたような三割という自主開発原油を目標としながら、D原油、G原油もあわせて考慮していく。要するに、日本の石油政策の根本というのは、いかにして必要とする量を安定的に確保して供給を受けることができるかということ、いかにすればできるだけ安くこれを入手することができるか、という二つの点だと思っておりますが、その二つの点を目標といたしまして、考えられるいろいろなことをひとつあわせ行いながら、その実現を期していきたいというのが根本の考え方でございまして。

○小柳勇君 午前中の参考人の御意見の中で、皇

田総裁の意見では、意欲はあった、ただ金の面もあるいは陣容の面も貧弱であった、ただ他に責任を転嫁するのではないけれども、この石油開発公団というものが活動できなかった、意あってこれを実現できなかったということもいろいろ言葉の中に感じました。いまここに八年ぶりに根本的に機構を強化して、しかも融資を増強しようとしておるのですが、今日までのこの石油開発公団の足らなかった点といましようか、今度この改正に乗り出しました根本的な問題はどこにあるのか、大臣並びに長官からも聞いておきたい。

もう一回繰り返しますが、いま八年ぶりにここに石油開発公団法の改正が出される。今日までのこの島田総裁の参考人としての意見では、金の面も陣容の面も足らなかつたということがうかがい知れる。もちろんこれを拡充する点もありましようが、今度の改正法はもつと根本的に改正したいという意欲があるのではないかと思うわけです。したがつて、今度この改正法を出しておられる大臣の——改正に対する趣旨はわかっています。この趣旨はわかっていますけれども、一番大きな柱は一体何であるかお聞きしておきたいんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 石油開発公団法ができてから八年の成果は、御指摘のように私も不十分であつた、こう思います。その原因としたしましては、非常に立ちおくれてスタートしたという事、それからさらに、交渉力において非常に劣つておつたということ、あるいはまた、技術の面でも技術者の数が非常に少ない、あるいは資金力もこれまで八年の間に合計千六百億である、とし初めて千億台にのせたわけであり、ますが、資金の量にいたしましても、メジャーあたりに比べますと一けた少ない、あるいは場合によっては二けたも少ない、こういうことも言えるのではないかと思ふわけでございます。そういうことで、残念ながら所期の目標が十分達成されなかつたという事は私どもも反省をいたしておるわけでございますが、こういうことではいけませんので、この際ひとつ思い切つた改正をいたしまして、日本

の石油政策を進めていきます上に、おきまして大きく飛躍しなければいかぬというのが、今回改正をお願いしておる根本の目標でございますが、特に大陸だなの開発であるとか、日本近海及び大陸だなの開発であるとか、あるいはまた産油国に対する探鉱等いろいろな積極的な協力、それによるところの安定した供給を受けるという、そういう形での協力と、まあそういうことを中心といたしましてお願いをいたしますと同時に、先ほど申し上げましたような、備蓄面におきましても公団がある程度のことができる、こういうことをお願いしておるわけでございます。

なお、詳細につきましては長官よりお答えをいたします。

○小柳勇君　長官の答弁を聞く前に、もうちょっとつけ加えて質問いたしますと、今回までの投融資の実績の表をここに概略を持っていますかね、私も。それで、一千六百億、先日、藤井君の質問で一千六百五億とおっしゃったのですが、八年間でそれだけ投資いたしましたして、生産できたものもあるし、探鉱中のものもある、これからのものもあります。それで、簡単に計算はできないでしょうが、たくさんさんの会社に金を貸してある、投融資してあります。その投資効率ですね、ああこれでよかった、いやもつと選別して、たとえば五社で探鉱したいなら、五社を統合してそこに金をばつとこうまとめてやるとか、技術陣も世話してやるとか、もう少し投資効率を考えて投資すべきであつたとお考えになるのか。いまではもうこれは最善でした、これからまた考えますとおっしゃるのか。これからの根本的な石油政策にも関連して、今日までの石油開発公団のやりました仕事について、御意見を聞かしていただきたいと思つて、うんです。

○政府委員(増田実君) 石油開発公団が昭和四十二年に発足いたしましたして、現在約八年経過いたしております。その間の事業を振り返ってみますと確かに先生から御指摘ありましたように、不十分な点というのがいろいろ出てきております。そ

の意味では、この石油開発公団の探鉱に對します
いわゆる融資による推進というものを、もつと規
模を大きく、早くからやるべきであつたのではな
いか、こういう点の一つの反省もございます。

それからまた、いま先生からもおっしゃられま
したように、開発いたしますいわゆる民間開発企
業の体制が相当弱いという点がございます。これ
につきましては、よく言われますように、各プロ
ジェクトについてそれぞれ一つずつの会社ができ
ておるといふことで、これが必ずしも技術力、資
金力その他においても十分でない。その意味で、
私どももいたしましたが、この八年間の石油開発
行政に對する反省をいたしまして、もつと強力な
会社が石油開発に当たりまして、これを強力に推
進するといふ体制をつくっていくべきではないか。
昨年の総合エネルギー調査会石油部会の「中
間取りまとめ」の答申におきましても、石油開発
の重要性を指摘いたしますとともに、今後の石油
開発体制として、中核的な強力な石油開発会社と
いうものを期待するといふ内容の答申をいただ
いておるわけですが、そういう点につきま
して、従来の体制が必ずしも石油開発という大
きな、ことにリスクな事業に当たるものにとつては、
これを強力に行つたためには不十分な点もあつた
のではないかと。

ただ、すべてこのワンプロジェクト・ワンカン
パニーという体制がだめかといふことになりま
す。これはいろいろなプロジェクトの特殊性もこ
ざいます。そういうことで、たとえば、メジャー
ズが相当な資金その他をもつて各地域で開発を行
いますに当たつて、やはり小会社という形で一つ
一つのプロジェクト別に会社を立てている例もこ
ざいますので、やはり実態に合はしてこれを判断
しなければならぬと思ひます。しかし、いまの
例で申し上げましたメジャーズが背後にあつてそ
の小会社が開発するといふのと、それから、日本
におきましてはワンプロジェクト・ワンカンパ
ニーと、まあ形は同じでありまして、その背後
の資金力、あるいは技術力といふものにつきまし

ては、このメジャーズがワンプロジェクト・ワン
カンパニーという形でやっておりますのと、日本
がやっておりますのと質的に相違があります。そ
ういふ点についても、これらについて今後、やは
り石油開発というものを日本がさらに強力に打ち
出すためには、その点についての改善を要するも
のがあると思ひます。

○小柳勇君 この表を見まして、開発会社が四十
数社ございますが、これが大小さまざまござい
ます。金の投融資の面も、二百八十億も融資した
のがあるかと思ふと、数億、四億ぐらいしかない
会社もございます。まあ専門的に皆さんが見てお
られるから、ずさんだとは言ひませんが、日本
の技術者で、探鉱技術者、生産技術者、
あるいは精製の技術者は、一体どのぐらいですか、
現在日本では。

○政府委員(増田実君) 現在の石油開発の關係の
技術者について申し上げますと、大体日本の技術
者、これは専門学校あるいは大学以上で石油の開
発關係の科目を終了した、その後この石油開発
技術に当たつておるといふ技術者の数を申し上げ
ますと、大体五百六十人から六百人といふこと
でございます。これは、内容的には地質とか物理探
鉱、それから輸送の専門家、それから井戸掘りの、
いわゆる削井と申しますが、の専門家を合
計いたしますと、五百六十人から六百人といふの
が日本の技術者の総数でございまして、これにつ
きましては、たとえば、米国のエクソンは、一社
だけで三千人ぐらゐのいまのような技術者がいる
といふことに比較いたしますと、非常に少ないわ
けでございまして、これは、日本が従来、国内で
は若干の石油は新潟、秋田その他で生産してあり
ましたんですが、海外には自力では出てないとい
ふことで、こういう石油開発技術者といふのが非
常に少なかったといふ点にこの相違があるわけで
ございまして、いずれにいたしましても、日本の技
術層が非常に薄いといふことは否定できない事実
でございまして、

○小柳勇君 たとえば六百人いまして、四十社

で割りますと十五人ですね、一社平均十五人しか
ございせん。これだけ広い地域で、しかもこれ
からなお三割の自主開発を捨てないとするなら
ば、それだけの技術者を分散しないで、百なり百
五十なり、四チームぐらゐにしてやるという方法
もございまして、けさのアブダビ石油
の社長の意見では、まあ統合することも必要で
けれども、夢のある技術者を全部集めるのは、大
きなまた夢になります。夢のない技術者を集め
てもしょうがありませんと言われました。いろい
ろ事情ありまして、もう少し機動的に、国が
国是として、国の方針として、何年ごろにはどの
くらい開発するといふ目標を定めて、これに技術
陣の統合なり、あるいは会社の統合なり、もう少
し組織ある統合的な石油開発が必要ではないかと
思ふ。

したがって、これに對する大臣の見解を聞きま
すとともに、今日まで四十数社に石油開発公団に
任じて金を出してありますが、これは何か基準
があるのかどうかですね。基準があつて、この金
を四億、五億とか、あるいは十億とか、百億とか
出すのか、もう公団に任せきりで、金がずつと
投入されておるのか。たとえば、ここには技術員
が十人だから、このくらいの仕事ができるだろう
と、陣容なり会社の現在までの能力なりを勘案し
て金が出ておるのか。あるいはその地域の、ここ
にはありそうだから、だからひとつ百億出しまし
ようとかといふようなことで、だんだんそれにつれて
会社が大きくなつていくのかそれはどうですか。
通産省の方針はどうですか。

○政府委員(増田実君) 公団の投融資いたして
おります実績の中に非常に金額の少ない、たと
えば四億とかいふのから、その他百億を超える規模
のものもございまして、こういう投融資をどうい
う基準でやっておるかといふことについてお尋ね
でございますが、石油開発公団が投融資いたします
ときには、この投融資の申し込みを受けるわけ
ですが、この申し込みの際には、その会社がかな
るプロジェクトを持ち、いかなる計画を持つてお

るかといふことを審査いたすわけでござい
ます。その際には、この融資を実行することによりまし
て、今後開発の可能性がどうかといふことを、こ
れは厳重なる審査をいたしておるわけでござい
ます。そういう意味におきまして、やはりこの開
発会社にはしっかりした技術者もいて、それから資
金力については今後どれくらいの資金調達能力が
あるか、これらについても審査いたしておるわ
けでございまして。

ただ、先ほど申し上げました非常に金額の少な
い投融資計画、投融資実績といふものがあるわ
けでございまして、これは最初に、必要資金とい
はしましてはいわゆる物探と申しますか、最初の調
査だけをまず始めまして、それから試掘を始める
といふことで最初の調査の調査費を最初に出し
た。ところが、その後いろいろな事情でその先の
試掘に進まないといふことで、まあ四億にとど
まつていていふ会社があるわけでございまして。
大体、公団から投融資いたしますに当たりまして
は、計画全部の金を最初から投融資いたしません
で、計画に見合つて投融資をするといふことで、
先ほど申し上げましたように、開発の最も初期の
段階の分の融資をして、それでとどまつておると
いふのが非常に金額が少ないわけでございまして。
それから、先生のお尋ねの、つまり各会社の審
査といふものに当たりましては、先ほどの繰り返
しになりますが、技術力、資金力、それから計画
の妥当性、その他を十分審査いたしまして投融資
の決定をするといふことでやっておるわけでござ
いまして。

○小柳勇君 少し小さい問題ですが、アブ
ダビの石油開発の将来、それからバングラデシュ
の開発の将来については、通産省としてどうとら
えていますか。
○政府委員(増田実君) アブダビ石油につきま
しては、けさほどアブダビ石油の杉本副社長から参
考人としていろいろ陳述ございしましたが、アブダ
ビ石油の当初計画に比ばまして、先ほど話が出
ましたが実際の現在の産出量は当初に比ばしては

はり数分の一であります。これは当初、A D A M Aの放棄した鉱区というものを取得いたしました。これに対して各種の物探をかけたわけですが、そこには相当有望な構造があるというところ、この開発に踏み切ったわけですが、試掘井では相当な成功率であったわけですが、まあその結果、構造が思ったよりは小さいということで、現在のアブダビから出ております数量は、けさも出ましたように、一万五千バレル・一日当たりということでございまして、まあ規模としては相当小さい規模の会社でございまして。そういう意味で、私も期待していただけた規模の石油の生産はできておりませんが、ただ、資金的には先ほど杉本副社長から話ありましたように、原油の値上がりその他で相当採算に合っているという形になっております。

ただ、けさも小柳先生から御指摘ありましたように、そのパーティシペーションというものが今後どうなるかということで、現在のところはパーティシペーションの問題は出てきておりませんが、この今後の成り行きいかんではやはり採算的に問題が出る。非常にまあ規模が小さいということでございます。

それからバングラデシュでございしますが、これもバングラデシュの森社長から参考人として陳述がございましたが、現在の物理探鉱を終えました段階では、相当有望ではないかということが言われております。いろいろのいわゆる石油が出ます背斜構造が相当発見されております。これにつきましては、ことしの十一月から実際の試掘をやつてこの石油の存在を確かめる。それで、現在のわかつております構造から石油が相当あるということでありまして、これが非常に有望なプロジェクトに発展するというところで、私も、東南アジア地域におきます一つの大きな計画ということで大いに期待をかけておるわけでございます。

○小柳勇君 石油開発公団をもう少し強化して、少なくとも日本の石油の必要な面については全面的に責任を持つというような、そういう公団がでないかとかけき公団総裁に言つたんです。総裁としては現状をよく考えておられて、現状ではそういうことはできないと言われました。それはさうだと思つたのですが、先ごろの石油危機以来、石油、食糧などですね、これは民間会社に任せておけないというのが国民の声ではないかと思つた。石油の需給度、食糧の需給度は同じです。で、まあ備蓄の問題についても、そういう面で反対する者はいないのですが、そこで石油開発公団をもつと根本的に強化して、開発、生産あるいは消費の面にも一貫してこの投融資ができて、しかも指導といましようか、介入ができるような公団をつくるべきではないか、そう私も思つておるわけ

です。実はこの間、この委員会で、シベリヤガスの開発で安西さんが、東京瓦斯の社長が代表でソビエトの政府の高官と調印された、こういうときは石油開発公団がやるべきではないかということ、私は発言いたしました。まだそれまではそういうようなことも考えてなかったようではありますが、今回のこの改正では、石油、ガスについて公団が広い範囲において折衝できるようなことになっておるが、大臣の見解を聞きたいのは、これは後で、最後の締めくくりのところで質問したいのですけれども、きょうの参考人の意見にも最後に結論が出ております。相手国が、公団や政府の方が信用する場面がたぶんある、そういうときは公団や政府が前面に出て締結してもらつて、あと仕事を民間の会社にやらしてもらいたいということが言われております。

今回のこの改正では、そこまで石油開発公団を強化しようとは考えておられぬようですね。中途半端のように思ふのですよ。だからこの際、ですから食糧需給と同様に、石油の需給については石油開発公団が責任を持つ、もちろん政府の指導によつて責任を持つ、そういうような体制まで漸次機構を充実していくべきだと思ふのです。いろいろ欠陥もありましよう。特にいまの陣容などを考

えたらできませんが、近い将来にそこまで石油開発公団を充実すべきだと思ふのですが、大臣の見解をお聞きしたいのです。

○國務大臣(河本敏夫君) わが国におきまして、この石油政策を進めていく上において、アメリカまたは英国のメジャーのような強力な企業が存在するというのが非常に望ましいと、私も、私も強く考えておるわけでございます。ただし、現在の石油開発公団を直ちにそういう方向に持つていく方がいいかどうか、ここには大きな問題がありまして、現在のところそこまでは考えておりません。現在のところ、いまお願いをしております内容の程度しか考えておられぬわけでございますが、基本的には、強力な企業が日本にも存在してほしいというのが私どもの強い願いであります。

○小柳勇君 これは日中経済協会の会報ですけれども、これで中国の石油の現況というもの、調査団の報告がなされております。この中国の石油開発及び石油を日本に輸入する、中国の原油の輸入などについても近い将来に問題にしていかなきゃならぬと思ふんですけれども、まず、この中国の石油の原油の輸入についてはどうお考えか、大臣の見解をお伺いしたい。

○國務大臣(河本敏夫君) 御案内のように、昨年は約四百万トン中国の油を輸入いたしました。ことは七百万トン中国の油を輸入いたしました。ただ、この油の性質が特殊な油が多い関係上、おのずから輸入にも数量的に限度が出てくる。それから、さらにまた、インドネシアの油と品質が非常に似ております関係で、それとのバランスというものを考えなきゃいけない、こういうことから、中国の石油を将来どの程度輸入するのが一番よいかわかると等についていろいろ検討しておるわけでございますが、石油政策全般とのバランスにおきまして、まだ結論は出ておらないわけでございます。

○小柳勇君 今回のこの法律改正で、中国やあるいはソ連など特に社会主義国との石油、ガスの交渉、貿易交渉などについては石油開発公団が前面

でできる、こういうように解釈してよろしいですか。

○政府委員(増田実君) 中国あるいはソ連との間に石油開発契約を石油開発公団が直接結ぶというのが、今回の改正の一つの直接利権取得でございますが、それに当てはまるかどうかという点につきましては、私も、私も中国及びソ連に対してこの規定が発動されることはないんじゃないか、こういうふうに思つております。

と申しますのは、中国につきましては、この石油開発は自力更生と申しますか、みずからの手で掘るといふことで、先般、私どもの次長が中国を訪問いたしましたので、いろいろの基本的な問題について話し合いをいたしましたときにも、中国側は、石油開発はみずからの手でやる、ただこれについて、技術的な協力というものについてはこれは受ける用意があるけれども、少なくとも掘ることについては全部みずからやる、こういうことでございまして、ソ連につきましても大体似たようなことでございます。ただ、いわゆる融資買油方式が今回の改正点の中に一つ入つてございまして、その国がみずから石油を開発する、あるいはその国の石油開発会社が、政府機関でございまして、この石油開発政府機関が掘る場合に、日本側から資金的な援助をしまして、そしてそれを石油で将来引き取る、こういう形は可能じゃないかと思つたが、ただこれにつきましても、今後それぞれの国の政府と十分に話し合ひたいと思つて、向こうの意向はまだよくわかりませんものだから、ここで直ちにソ連あるいは中国に新しい契約というものを石油開発公団みずから行うということは現段階では私は余りないんじゃないか、こういうふうに思つております。

○小柳勇君 現段階ではないにしろ、この法律改正の趣旨の第一が、石油開発公団が海外の利権を獲得して、その後民間の方に権利を譲り渡すというふうな趣旨説明がなされておる。だから、原則としていままではそういうことはやらなかつたけれども、これからは外国の石油利権との交渉

を公団が前面に出てやる、その利権が確立した上でこれを民間会社に譲渡する、そういうふうに改正したいんでしよう。その点どうですか。

○政府委員(増田実君) 日本の石油開発公団がソ連あるいは中国の政府と直接交渉したとして、そこで石油開発に関する何らかの取り決めが行われるということであれば、今回の改正には乗るわけでございます。そういう意味で、これはこれに對する事例にはなりません、現在ソ連との間でサハリンの、旧樺太の大陸だのの開発につきまして、日本とソ連、それにアメリカが加わりまして、三者協力してこの開発を行うというプロジェクトがあるわけでございますが、これにつきましては、これは相当公団が前面に出ましていろいろな交渉もいたしたわけでございます。ただ現実には、石油開発公団とソ連政府との間の契約ではございまして、サハリンの石油開発会社というものを日本につくりまして、これとソ連政府との間の契約でやっております。もしソ連政府が希望いたしました、それからその後は適宜公団を公団でやつてくれ、それからその後は適宜公団をつくらせてそれを当事者にするという、現在の改正点のいわゆる直接利権取得の形のもので可能かどうかということであれば、私は、それは今後の可能性としてはあり得ると思ひます。

○小柳勇君 それじゃこの改正趣旨の第一の、海外の石油利権については開発公団がやりますと、利権がちゃんと協定が成立したら、後、民間に譲りますというところは、具体的にはいまだどういうことを考えておられますか。

○政府委員(増田実君) 具体的に考えておりますのは、従来の経験によりまして、石油の開発の交渉をいたすときに、先方の政府あるいは先方の官営機関というものが日本側に対して、石油開発公団を交渉相手にいたしたいというののいろいろ出てきておるわけでございます。そういう意味で、石油開発公団も設立されて相当の時日がたつておるわけでございますが、それだけの世界における知名度も出てきております。そういう意味で、新たにその国と、その国における開発をする会社でなくて、まず最初に石油開発公団と契約をいたしたい、そしてこの契約がきちつと結ばれたら、後、日本において設立された会社が実際に今後の開発を担当する、こういう形を想定いたしまして今回の改正をお願いいたしておるわけでございます。

具体的に申しますと、けさほど話のありましたバングラデシュにつきましても、これは実際には、当初は石油開発公団とバングラデシュ政府との間でいろいろ交渉が行われたわけでございますが、このいまお願いしております改正前でございますが、現行法では石油開発公団のみならず契約できないというところで、一応ほとんどすべての契約条項がで上がったところで急遽会社をつくりまして、その会社の名前で契約をされた、こういうことでございまして。若干不自然なところがあつたわけでございますが、この改正が御審議の上、これが成立いたしましたら、今後はそういう場合は、石油開発公団がまず契約をいたしまして、そしてその後、私も考えておりますのは、一年以内に今度は石油開発を担当する会社にそれを譲り渡す、こういう形でやつていきたいと思ひます。そういうことで、私も考えておりますこの改正の実際の必要性と申しますのは、先方、相手国が石油開発公団を交渉相手として望む場合と、それからもう一つは、日本側の方の会社の設立がなくて、そして時間的には間に合わないというときには石油開発公団が契約の当事者になる、こういうことで今回の改正点をお願いいたしておるわけでございます。

○小柳勇君 そこで、先般大臣からもそういう趣旨説明がありましたから、今度の法律改正によつて石油開発公団が探鉱なり、あるいは生産の相手国とのいわゆる言うなら石油利権の協定ができる、後は会社にやらせる、自分でできませんでしようから会社にやらせるというこの改正だということがありましたが質問しているわけですが、それはシベリアガスの開発なども、東京瓦斯という一法人がソ連の政府の機関と協定しない

で、開発会社が協定をして、これを民間会社に輸入の仕事を任せるとか権利を譲渡するとか、こういうことが至当だと思ひますが、その点はいかがですか。私はまだ、この前大臣から答弁ありましたが、れども納得できぬのです。東京瓦斯の社長が、ソ連の政府とガスの二十数年にわたる取引の協定をやらせることについては問題だと思ひます。だから、今回のこの改正によつて、やろうとすればそれでもできますかと念を押しておきたいんです。

○政府委員(増田実君) ヤクト天然ガスの開発プロジェクトでございますが、これにつきましては、金額はいろいろ変わつてきておりますが、現在のところは日本から三十億ドル余の信用供与を行ひまして、これに基づきまして、ソ連側が日本に一定量の天然ガスを長期にわたつて供給保証する、こういう契約でいま進行中なわけでございますが、これにつきましては、日本側の、たとえばこれは当事者は東京瓦斯が当たつておるわけでございますが、東京瓦斯がヤクトの天然ガスの開発に当たるといふ形はなつておりませんので、そういう意味で、石油開発公団が開発のための一つの契約の当事者になるという形とは若干実態が違つていふふうに思ひます。

繰り返して申し上げます、この開発につきましては、探鉱開発の段階につきましては、これは全部ソ連側が行うということになつておりまして、日本側は資金を供与する、そして、それによりまして将来の天然ガスを受け取る、こういうことでございまして、むしろ探鉱と申しますより、その開発段階に移つておられますものをやつていくというところで、石油開発公団の探鉱資金の供給とは若干性格が違つていふことでございまして、当初確かに私も、ソ連の天然ガスというものを日本の重要な供給源にすべきだ、そういう意味で、これを非常に重要なプロジェクトというふうにして考えておりました、またこれにつきまして、ソ連は、いわゆる政府が全部当事者になつてやる

国でございますので、そういう意味で石油開発公団が前面に出て契約をするということも、私も内部ではいろいろ議論もあつたわけでございますが、実態から言ひますと、開発資金の供与というところで石油開発公団が行つております、いわゆる探鉱段階の資金の供与と若干性格が違つていふこと、現在のようには石油開発公団が前面に出てない形でやつておるわけでございます、今後の資金供与もおそらく輸送が対象になる、こういうふうなことを考えております。

○小柳勇君 もう一つ具体的な問題を、これはだめ押しですけれども、衆議院の段階でも論議されたと聞いております。韓国の大陸だなど日本との共同掘進、共同開発はこの開発公団ではやらないというところが衆議院の委員会では確認されたようでありまして、それは確認しておいていいですか。

○政府委員(増田実君) 石油開発公団の探鉱資金の投融資の対象といたしまして、従来から大陸だなどはやつておつたわけでございますが、今回の改正では、これを領海を含めて日本周辺の大陸だなど、こういうことになつておるわけでございます。そういう意味から言ひますと、法律上は先生のいまおっしゃられました日韓大陸だの共同開発というものが、これは協定が成立しませんでしたというわけが、これは協定が成立しませんでしたというわけが、協定が成立してできるような形になれば、石油開発公団がこれに對して投融資を行ひ得ることは、これは従来からも行ひ得ましたし、まあ今回の改正とは関係ないわけですが行ひ得る立場にあるわけでございます。

ただ、衆議院でこれは大臣からも御答弁申し上げておるわけでございますが、日韓の大陸だの、これと中国との問題がいろいろございまして、この紛争が起つていふ間、また、非常な紛争が起つていふ期間内には、これはやはり石油開発公団がそういう紛争のある地域に對して投融資を行うのは不適であるということで、その間は差し控えるということをお約束申し上げた次第でございます。

○小柳聖君 それでは、国際紛争の予想されるようなところでは、この法律はできたけれども共同の開発は差し控える、こう確認していいですね。

○政府委員(増田実君) 国際紛争のあります間は、これは日本がこれについてどちらかに加担するということになりますので、政府機関が行います投融資としては不適当ということで、その間は差し控えるということにいたしております。

○小柳勇君　そこで、一つは石油精製の各会社との調整などをモットーにして石油自由化の時代からなされました石油業法の改正について、長官は衆議院の商工委員会で、石油業法の見直しも考えなければならぬということを答弁されておるようでありますが、これはいつころになりますか。

○政府委員(増田実君) 衆議院で御質問がありましたのは、石油業法は、昭和三十七年にできたわけですが、その昭和三十七年の石油の国際環境が現在一変しておる。それでそれに基づいて、現在の石油業法が現在の時点においてもそのままいいかどうかという問題の御指摘があったわけでございます。それに対して私が答弁いたしましたのは、現在通産省の中で石油業法の見直しというものを内々検討しております。つまり、現在の時点、石油をめぐる国際環境が非常に変わっております時点において、現在の石油業法がそのままでいかどうかということについて検討しておりますということを御答弁いたしましたわけでございます。直ちに石油業法を改正して、これを国会に提出するという予定はございません。ただ、検討は進めているということを御答弁いたします次第でございます。

○小柳聖君 さつきからのやりとりにも関連しますけれども、海外石油開発事業というものが非常にたくさんありますね、四十数社。これを野放しにしておくよりも、一年間一十億もこれから投資するんですが、もう少し会社を整理して、統合して、それで投資効果がうんと出るように、それには石油精製会社なども整理すべきではないか。その制限する、整理する権限を政府がちゃんと持

つというようにこの石油業法を改正すべきではないか。今度の公団法の改正に沿つてもう少し民間会社が野放しにやらないように、片一方は公団は強くする、民間会社の方は規制する、そうして自然と技術陣などを統合して投資効果がうんとあらわれるように、そしてなるべく早く三割自給体制がとれるようにすべきではないかと思うが、そういう意味における石油業法の改正が必要ではございませんか。

○政府委員(増田実君) いま先生から御指摘がありましたような石油開発会社の統合強化をいたすために、石油業法を改正して、海外において石油開発をする会社に対する施策というものを法律を通じてやったらどうかということでございますが、これにつきましては、私どもはいま先ほど申し上げました、内々で石油業法の改正の必要性について検討いたしております中に入っております。

それで、ただ、いまおつしやられた問題点は、それは重要な問題点で、今後の石油開発のあり方についての基本に関係する問題でございしますが、これを石油業法でやっていくことでなくて、私どもは、現在石油開発公団が投融資をいたしますときには、これは相当国の政策というものを反映して投融資の決定を行っておるわけでございしますのに石油業法の改正とかあるいは石油開発促進法とで、そこにいけるんじゃないか。ですから、新たな

いう別の海外開発に関する規制法というものや
らなくとも、石油開発公団の投融資のやり方でこ
れはやっていけるんじゃないか、こういうふうにい
思っております。ただ、この石油開発の会社を統
合したり、また強力な石油開発会社をつくるとい
うことにつきましては、そういう規制とかという
ことよりも、やはりこれに対する推進策とか、こ
れに対する国家補助のやり方その他を通してやら
なければ、なかなか効果が上がらないんじゃない
かというふうに私は考えておる次第でございます。

○小柳勇君 午前中岩動委員が質問された中で、

いまの日本の精製業者が赤字である、損している、そういう話がありました。新聞でもそういうことを書いてありますね。現地で生産する方も野放しでばらばらでやっていますね。それから精製の方ももう自由にやっておる。そこで、メジャーと競争してやっていって追いつかない。力が、もう全然資本力が足りないというようなことも一つの赤字の原因ではないか、こんなものが日本の石油消費する国民に非常に大きな物価上昇なり石油の値段の上昇を招いておる。だから、石油ショックやつた後ですから相当荒療治をやりまししても、国民は納得するんじゃないかと思うんです。

石油開闢公団法の改正も、あの石油ショックがあつたから出たんじやないと思うのですね、私は。生まれて八年というから大体いまごろやらなきやならぬと思つておつたが、たまたまちよつとこれは出てきたんだと。ところが、一昨年のあの石油ショックがありまして、国民は、石油問題については相當な荒療治がこの際なされましても納得できると思ふのです。安心して安い石油が、原油が、手に入るなら納得できると思ふ。商売人の方も、もうけるときにはもうけますけれども、損するときもありますからね。国会や政府がそう言うのならこの際やむを得ぬと思ふでしようから、この際そういう精製業者の整理統合なども考えなきやならぬと思うが、この点で検討されたことがありますか。

○政府委員(増田実君) 石油精製業界がいま非常に赤字である、それから石油業界のあり方が、相当地社の数が多くて、現在元売十三社、それから精製会社が三十数社になっておるわけです。これをもっと統合して、そうしてその非常に貴重なエネルギーの供給者である精製業者、元売業者の再編成をすべきではないかということでございますが、これにつきましては、総合エネルギー調査会の去年のいわゆる石油に關します政策の答申の中でも、これについて今後考えるべきだということでも、それについては業界から自主的にその案を出させるか、あるいは政府が相当イニシアチブを

とつてこれを断行すべきか、いろいろ議論があるというところで、相当強い調子で書かれておるわけでございます。これが石油精製業の再編成の問題でございますが、現在までのところ、いろいろの動きはこれはないわけはございませんが、まだ業界からは、この石油再編成についての一つの自発的な動きというのは出てきておりません。

それから、現在のままの石油業界というものが非常に赤字体質になっておりまして、これは石油危機の始まります前におきましても、一般の産業に比べまして非常に利益率の低い業界でございします。ことに民族系と外資系と両方が占めておる業界でございしますし、また、性格的には非常に競争の激しい業界でございしますので、それを受けまして利益率は非常に低かったわけですが、これが最近になりますと、全石油会社は、二、三の例外は別として、ほとんど全部が赤字になっておるわけでございます。そういう意味で、現在の石油業界のあり方がこれでいいのかどうか。先ほど申し上げましたように、このエネルギーの供給者とともに、非常にいま大事な石油を供給する任務を日と本経済の中でも担っております石油業界がこのままでいいのかどうか、これにつきましては、私どももやはりこのままでは非常に体質的には弱くなって、そうして将来、いろいろな意味においてその影響が出てくるんではないかということで、これの再編成の問題につきましてはいろいろ話し合いをしていきたい、こういうふうに思っております。

○小柳 勇君　この際ですから、政府の業者に対する介入なぞという逆の批判もありますけれども、国民が安心できるように、特に食糧自給体制と石油需給体制は、ここ数年間はもう政府の責任じゃないかと思う、国会の責任じゃないかと思ひますので、特にひとつ留意をして、これからの成り行きを見守つてもらいたいと思つてわけです。必要があれば直ちに石油業法の改正などやつてもらつて、そうして、もちろん赤字で業者がやるはずはありません、やらせるわけにはまいりませんから

損をしないで、しかも国民に安心して石油が供給できるような体制をつくってもらいたい。

次は備蓄の問題です。

石油備蓄につきましては、共同備蓄会社の行う事業に対する投資業務が今度改正でできるようになりましたが、これをこの法律の附則で決めているというところはどうかですか。

○政府委員(増田実君) 現在この石油開発公団法の改正で、石油共同備蓄会社に対し出資、融資の機能を石油開発公団に与えるということ、この改正を附則でお願いいたしておるわけでございますが、これにつきましては、この業務が一応昭和五十四年度末をもって九十日の備蓄を終了させるということになっておりますので、石油開発公団法のいわゆる十九条の本来業務の中の一つに書くよりは、やはり立地的な性格があるということとで附則にいたしたわけでございます。ただ、この仕事につきましては、これは五十四年度では終了いたしませんで、その後それにつきましても融資の回収とか、その他のいろいろな問題があると思っておりますが、性格的にはまあ五年間で九十日備蓄に持っていく業務でありますので、法制局ともいろいろ相談いたしまして、やはり附則で掲げておいた方が適当ではないか、こういう御意見がありましたので、私も政府原案の中には附則で入れた、こういう経過になっておるわけでございます。

とで、民間とそれから政府機関との共同出資という機能をとりまことに、この法人はいわゆる第三セクターということで考えておるわけでございます。

共同備蓄会社の業務内容でございますが、これは備蓄用地の取得、それから造成いたしまして基地を建設するというところで、石油企業の備蓄原油の保管を業務といたす、こういうことで考えております。

それで、これにつきましては事業活動でございますが、これは経費は、保管料を取ることにによりまして参加企業の負担をさせる。しかしながらこれについては一応、いわゆる利潤を目的としないノンプロフィット・カンパニーという形で持つていきたいというふうに考えております。石油備蓄を六十日から九十日に持つていきますのに当たりましては、現在、石油会社がすでにタンク用地として取得している用地も相当ございますが、しかし、それだけでは九十日備蓄は達成できない。それから、石油会社が自分だけで基地を建設するということについて困難もいろいろございますので、むしろこういう形の第三セクターの会社をつくりまして、そして石油の備蓄を推進する、こういう考えで共同備蓄会社の構想ができたわけでございます。

○小柳勇君 臨時的だとおっしゃいますが、臨時石油対策本部は通産省設置法の三十六条、本則に規定してあるんです。法制局が法律上とおっしゃると、私もそれは何か軽く考えてあるような気がしてならないが、それは何か軽く考えてあるような気がしてならないのです。備蓄法というものを、一体、現在より三十日間の余分の備蓄をするのにはタンクの建造、それには用地が伴いますが、その五カ年間でできるかと考えておられるかどうか、見解を聞きたいんです。

○政府委員(増田実君) 九十日目標を五十四年度末、五カ年間で達成するという計画になっておりますが、これができかねないかというお尋ねに對しましては、私はこれはやらなきゃならぬ、

こういうふうにして思っておるわけでございます。これはこの前の石油危機を経験いたしまして、石油が不足いたしますといういろいろな意味で国民経済に對して影響を与えるわけでございまして、一部には洗剤とか、あるいはトイレトペーパーのようなパニック状態が起こったわけなんです。

幸いにいたしまして前回の石油危機におきましては、十二月に日本も友好国ということになりましたが、これが解除されていったわけでございまして、あれがもし当初OPEC諸国が宣言いたしたように、十二月以降もさらに五割ずつ毎月削減をふやすということでありましたら、これは日本の国内においては非常に国民に生活の不安というものを与えますとともに、一部には相当な混乱も起きたんではないかというところを、私も経験といたしましてひしひしと感じたわけでござい

ます。そういう意味で、やはり日本が少なくとも九十日備蓄を持ちまして、そういうような削減があった場合にも、直ちに政府が、それに対して国民が安心できるような対策を打てるというためには、九十日というものをぜひともやらなければならぬというところで、私自身は、この五年間で九十日備蓄を達成するのはむしろ時期がかり過ぎているというふうには個人的には思っております。ただ資金量の問題、それからいろいろ保安対策、その他の問題について十分な対策を立てて措置をしなければならぬので、それらを考え合わせましてやはり五年間でこれを持つていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○小柳勇君 五年間で、金額ですね、土地代とかタンクの建造とか、概算一体どのくらい要するとお考えですか。

○政府委員(増田実君) これは五年後の一日当たりの計算が現在まだできておりませんので、従来よりはその数が昭和四十九年、五十年の経済の落ちで若干減るんではないかと思っておりますが、それに基づいて最近試算いたしましたものを申し上げますと、九十日に持つていきますための総所要資

金は一兆三千八百億円になります。この中の約半分を占めます六千六百億円が原油の代金でございます。ですからそれを除きまして、大体三千七、八百億円というものがいわゆる施設、タンクの建設費でございます。それからまた、用地の取得費が二千五百億円ぐらいということになります。用地の中には、先ほど申し上げましたようにもつすに取得している用地もございまして、総所要資金といたしましてはやはり一兆三千億あるいは若干切れるんじゃないか、こういう試算になっております。

○小柳勇君 それだけの金をかけまして、土地を手に入れることなどを簡単に、五年間にそれだけ必要な土地の購入ができるかと予想しておられますか。

○政府委員(増田実君) 土地を購入いたしますに当たりましては、やはりその地域の方々の御理解それから御納得を得なければ、私は土地は取得できないというふうな思っております。その意味で、今後タンクを建設するに当たりましての用地取得については、備蓄がいかに必要かということとその付近の方々に十分御理解を得ますとともに、また、タンクにつきましても先般、水鳥事故その他のような不幸な事故がございましたが、これらについてのつまり保安防衛体制というものを十分にいたしまして、ああいう事故が絶対に起こらないようないろいろな万全の措置をいたしまして、その上でタンクの用地の取得をいたすべきだ、こういうふうな考えております。そういう意味で、いろいろの今後いたさなければならぬ点が残っておりますのでございまして、そういうものをやり遂げて、地域の方々に十分の理解、納得の上でその用地の取得をいたしたいというふうに考えております。

○小柳勇君 用地の問題もなかなか簡単でないと思っております。それからタンクの建造につきましても、いままでの水鳥事故以来、石油タンクに對しましては国民全部が不安なんですね。もうタンクを見ますというと半分以上傾いておるんじゃないか、

いつ災害が発生するか。そういう危険がありまして、土地を購入してタンクを建造する、そのことに対する国民の不安といましようか、非協力といましようか、私は想像以上じゃないかと思うのです。そこで、それについてはまたこれは別の法案が出来ますから、そのときに論議をいたします。

いまそれを賛成とはいませんが、私が申し上げたいのは、あの石油ショックのときでも、備蓄量六十日が根本的に問題じゃなかったんですね。後から考えますという二十日間ぐらいに下がったけれども、実は海上にあるタンカーにもあった。言うならば、石油の量は余り減ったんじゃないんだ。ただ政治的な配慮、あるいは中近東に戦争が起るかもしれない、そういうことによつて向こうの方から来ないことの方が問題でしょう。タンクの量よりもむしろ産油国が供給してくれるかどうかということの方が問題じゃないか。それなら五年間に一兆二、三千億の金を用意して備蓄の方に、もちろんそれは六十日より九十日がいいにきまっています。ただ、あと三十日を緊急に對してというその国民に対するPRは私は当たらぬと思うんですよ。六十日が九十日になったからこれはもう安心でございまして、それは私は説明はつかないと思うんですよ。六十日より九十日がいいにきまっていますけれども、それにはいま言ったように莫大な費用と、国民を説得するには大変なそれはもう日にちを要するでしょう。

だから、それはそれとしてまた別に論議しますけれども、それによりもつと私は、一番冒頭から質問いたしておるように、まず自家発電を、自主開発にもつと金をかけてやらなきゃならんのではないか。これには日本の技術陣六百人しかないないならば、これを千人にし、二千人にして早急に技術陣をひとつと増員する。それから効率的に探鉱できるように、生産できるように四十数社あるならこれを十社ぐらゐにまとめて全精力をそこに傾注していったらどうかと、これも考えなければならぬでしょう。この投融資計画に對しましてはそれはもう基準がありまして、間違いないと思う。国民の貴重な財産ですから間違ひあってはなりません。ただ、二百数十億投融資したところと数億しか投融資してない会社がありますよね。それで競争している。自由競争、野放しの競争をさせています。それで石油が出たらこれは本人たちももうかるし、国民のための石油ですとおっしゃるけれども、もう少し国会も政府も石油開発公団も、この石油自給体制については、いまこそ本気で取り組んで国民に安心してもらわなければならぬのではないかと思ふわけですね。

それには金をもつと有効に使う。だから、石油開発公団の方が備蓄の方に一千数百億のまず予想があるならば、この石油開発公団の改善によつて、一千億しかいま予算組んでありませんが、これを二千億にしたらどうかあるいは三千億にしたらどうか。そしてあの石油開発公団の總裁が言っておられたように、金が少ないからできませんでしよとのおっしゃるから、それでは幾らあったらできるかと、そういうことを論議するのが国会じゃないかと思ふ。だから、いろいろわけはありまじやうけれども、いまこの問題はやはり石油を日本みずからがもつと開発をして、そして産油国から振り回されぬような体制、及びメジャーから押えつけられぬような体制ですね、だから生産の段階では産油国に對して発言があるように、あるいは消費の段階ではメジャーから余りみつともないような押えられ方をしないように、そういう方向に金と知恵を使うべきじゃないかと思ふわけでしょう。それにしてもちよつと中途半端な法律改正ではないかと思ふんです。そういう点に對する大臣の御見解はいかがでしょうか、大臣から見解を聞いて、あと長官の見解を聞きたいですがね。

○國務大臣(河本敏夫君) いま石油の事情が若干好転をいたしておりますので、私は、こういうときにこそ日本の石油政策というものを抜本的にしっかりと方向に持つていくべきである。かように考えております。ただ、現在の石油開発公団

の能力からいたしますならば、残念ながらこの資金等の消化能力にもおのずから限度があるように思ひます。先ほども申し上げましたように、技術の面であるとかあるいはまた経験の面、あるいはまた外交的な交渉力の面、いろいろそういう能力からするこの資金の限度というものがあると思ふわけでございます。こういうことじやいけませんので、やはり、思い切った仕事ができるような体制を公団自身つくり上げていくということがどうしても必要でございますので、今後ともそういう方向にどんな大きな仕事でもできる、こういう方向に公団を育成強化していく。

同時に、あわせてまして、やはり先ほども御指摘がございしましたように、メジャーあるいはまた産油国に振り回されぬように、やっぱり自主的な力というものを確保することが必要である、こういうお話がございしましたが、これには残念ながら日本の場合といたしましては、やはり備蓄をとにかく強化するというのが一つの大きな力だと思ひます。それから大陸だのの開発、これも一つの大きな力だと思ひます。大陸だのの開発は若干時間もおかれましたが、備蓄をできるだけ早く実現する、こういうふうにするのがとりあえず大きな力である。あわせて、先ほど来申し上げておりましたような、石油開発公団の能力の充実であるとか、いろいろな方策をあわせてやっていきたい、かように考えておる次第でございます。

○小柳勇君 ちよつと長官の答弁の前に、結論的な質問でございますので、けさの杉本参考人の最後につけ加えてあります御意見、これは非常に大事だと思ひますから、これに對する政府の見解を聞いておきたいんです。

石油資源開発事業の特性として、イは、「開発事業につき相手国が協力を求めてきた場合、直ちにこれに對応し得る当方の準備が必要」、ロとして、「不斷の努力の成果が今後にあらわれてくる。これがためには民間、政府及び政府関係機関等一体となつてこれに對応し得る態勢が必要。ハ、技

術者の養成、石油資源開発事業の成否は企業の保有する技術者の質と数、すなわち「技術水準」に負うところが大きい。ついでに、大学教育関連講座の充実、企業内中堅技術者の育成など、資質の向上策等につき特段の配慮が必要」である、それで民間企業と国との支援態勢が密接でなければならぬと、この結論として陳述されました。これに對しては長官の考えを聞いておきたいんです。

○政府委員(増田実君) けさの杉本さんからありましたこの三点、私もそれとおりでと思つております。先ほども小柳先生から特に技術の問題について御指摘があったわけですが、技術が一つの石油開発を今後行いますためには、技術が一つの勝負を決める最も重要なファクターでもあるわけでございます。その意味で技術者のいわゆる海外開発への再教育と、これは現在国内の石油開発に当たつております方々全部含めて、先ほど申し上げましたように六百人というところでございまして、これらの方々の中にはまた、海外開発に向いてる方と向いてない方がおられるわけでございますが、この海外開発ができるような再教育というところで、現在石油開発公団を中心としたしまして海外の具体的なプロジェクトにこの技術者を派遣いたしまして、そこで見学、研修をしていただくということを現在考えております。

それから、もう一つ先生から御指摘のありました、技術者をどこかへプールして、そしてそれが必要なところへ常時出て行く。もう四十社がみんな限られた技術者を抱え込まないで、これが必要なところに適時持つていけるような技術者のプール制、あるいはその配分につきましてもの何らかしらの措置というものにつきましては、これも石油開発公団を中心としたしまして、現在一応その努力は行つておるわけでございます。そういう意味で、たとえば石油資源開発におられる技術者をいろいろなプロジェクトの方に向出してもらうというところでお世話もしております。また、石油資源開発あるいは帝国石油の技術者のほかのプロジェクト

クトへの派遣について、それぞれの会社が相当協力をさせていただいておるわけでございます。これにつきましても、私も資源エネルギー庁からもそのもの会社にいろいろお願いをして、そして各プロジェクトについての技術の補強というものをやっておりますが、これをさらに推進していくかなければならないというふうに思っております。

それから、先生からお話しされました今後の石油開発の自主開発の重要性から、さらにこの技術の面の向上とともに資金力というものを拡充すべきだということ、私もこの資金というものは、技術と並びまして非常に重要なファクターでございます。そういう意味で、資金の拡充というものに全力を傾けたいと思っております。現実には昭和四十八年度におきます石油開発公社の探鉱投資の実際実績が二百八十億でございまして、これに對しまして昭和五十年度の探鉱投資規模をいたしましては、皆様方の御応援によりまして千億、約四倍になったわけでございますが、またこれをさらに自主開発を推進するために拡充していきたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 与えられた時間が参りましたから質問はもう少しありますけれどもこれで終わりますが、最後に希望意見でございます。これはもう専門家でずからおわかりでありますけれども、この機会でありましてから言わしていただいて、記録に残しておかしていただきたい。

それは、食糧自給体制が急速にいま国民の求むるところとなりまして、関係議員なり農林省が必死でこれからの自給体制についてのがんばりを示しています。それから交通体系につきましても、運輸省その他で国民の交通を完全にスムーズにいくようにということをやっている。いまエネルギー問題について、けさ向坂さんもいろいろお話しになりましたけれども、原子力につきましてもはまだやっぱり危険、不安ですね。これから十年か十五年ぐらいかかりましよう。そうしますとどうしても石油が主力エネルギー。だからこういう石油開発公社の改正のこの時期にこそ、石油需給

体制、国民が安心して、エネルギーについてはもう心配ないという体制を、通産省なり石油公社なり関係議員ががんばって予算をとり、施設を拡充し、機構を整備すべきだと思つわけですよ。それについては余りにもお粗末なこの公団法の改正ではないかと思つわけですよ。

だから、そのかわりに備蓄法を出しましたと大臣はおっしゃるかもしれませんが。しかし私は、備蓄法よりむしろ根本的に、石油の問題については石油開発公社が一貫してやります、探鉱から生産から消費の面まで、精製までやります、ただ人手が足らぬから、後は会社の方にはお任せしますが、というようなぐらゐのことを石油開発公社がやるべきであらう。それが公社ではないかと思つわけですね。国鉄の公社とか電電公社とか。重要な国民のこのエネルギーの問題については公社がその大半の責任を持ちます、そして、それを通産省が指導しながら国民に石油エネルギーを保証する、そういう体制をつくるべきである。だから、一兆数千億の備蓄の法案をつくる前に、もっと石油開発公社の方に金をうんとぶち込むべきであつた。

先般、新潟のあの開発の現地に参りまして、技術者の皆さんは異口同音に、若い諸君も言うわけです。「先生、金がないですからね。」と言うわけですね。わずかの金で本当に懸命に現地の諸君は研究して、石油を出すために努力してゐるでしょう。だから、金がありさえすりゃあと言われるならば、やっぱりこの際にこそ、こういう法律改正のときにこそ、一千億と言わぬで、二千億、三千億出す努力を議員全部でやるべきではないか、そう思つわけですから、もうきようこれで――数日うちにこの法案の審議は終わりましたよ、後また備蓄法も参りますから、通産省も、特にエネルギー庁の方がそういう方向に沿つてもう一遍ひとつ検討してもらいたいと思つわけですよ。

以上、本場に粗末なことですけども、皆さんもおわかりの上のことでありましようけれども、質問を終わるに当たりまして意見を述べ、もし御

意見でもあれば大臣から見解を聞いて、私の質問を終わらうと思つんです。

○国務大臣(河本敏夫君) この機会に強力な石油政策を進めるようにというお話がございましたが、私たちが全くその点は賛成でございます。お話のような線に沿ひまして、なほ省内におきましてもいろいろ相談をいたしまして善処をしたいと思います。

○委員長(林田悠紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に對する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和五十年六月十七日印刷

昭和五十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局